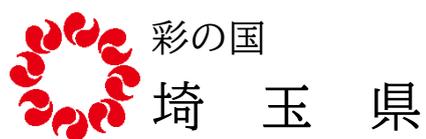


埼玉県生活排水処理施設整備構想

令和 8 年 3 月



目次

第1章 本構想の趣旨・位置付け	1
1-1 本構想について	1
1-2 見直しの趣旨	3
第2章 生活排水処理に関する現状と課題	4
2-1 生活排水処理施設の整備状況	4
2-2 公共用水域の水質状況	4
2-3 老朽化に伴う更新需要の増大	9
2-4 人口の状況	12
2-5 自然災害の激甚化・頻発化	14
第3章 基本方針	15
3-1 処理施設ごとの整備方針	15
3-2 構想の期間	16
3-3 本構想の目標	16
3-4 定期的な見直し	18
第4章 県の取組	19
4-1 生活排水未処理人口解消に向けた取組	19
4-2 施設の適正な維持管理の推進	20
第5章 広域化・共同化計画	22
5-1 広域化・共同化計画の背景と経緯	22
5-2 汚水処理施設に関する現状と課題	23
5-3 汚水処理施設の広域化・共同化に関する基本的な考え方	24
5-4 広域化・共同化計画	25
5-5 計画の実施による効果	32
5-6 計画の進捗管理について	34
5-7 今後の計画の見直しについて	34
第6章 構想の効果	35
6-1 公共用水域の水質予測	35
巻末資料	42
埼玉県生活排水処理施設整備構想図	42
整備手法別の処理人口（市町村別）	44

第1章 本構想の趣旨・位置付け

1-1 本構想について

(1) 策定趣旨等

本県では、県土面積の約5%を占める水辺空間を、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置付け、平成20年度から「川の再生」に取り組んできた。その結果、令和6年度末の生活排水処理人口普及率¹は平成20年度末の87.0%から94.3%²へと向上し、環境基準（BOD³）達成率も平成20年度より前は90%に達することがなかったものが、近年は概ね90%を超えている状況にある。

一方で、処理施設や管路の老朽化、人口減少に伴う処理対象人員の減少による処理の非効率化等の課題もあることから、今後は、これらの課題に対処しつつ、河川汚濁負荷量の70%以上を占める生活排水の処理を効率的に推進し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、本構想を策定する。

(2) 本構想の位置付け

ア 埼玉県生活環境保全条例第16条における広域的な計画

本構想は、「埼玉県生活環境保全条例」第16条の規定に基づき、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定した生活排水処理に関する計画等を取りまとめ、広域的な計画として埼玉県が策定するものであり、県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

イ 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想

本構想は、平成26年1月30日付け農林水産省、国土交通省、環境省連名通知「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」における「都道府県構想」に該当する。

ウ 污水处理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」

本構想は、平成30年1月27日付け総務省、農林水産省、国土交通省、環境省連名通知「污水处理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」における、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部である「広域化・共同化計画」に該当する。

¹ 【生活排水処理人口普及率】下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などで生活排水を処理している人口の総人口に対する割合。農林水産省、国土交通省、環境省調査による污水处理人口普及率と同義。

² 令和7年8月22日 農林水産省、国土交通省、環境省 污水处理人口普及状況（令和6年度末）より

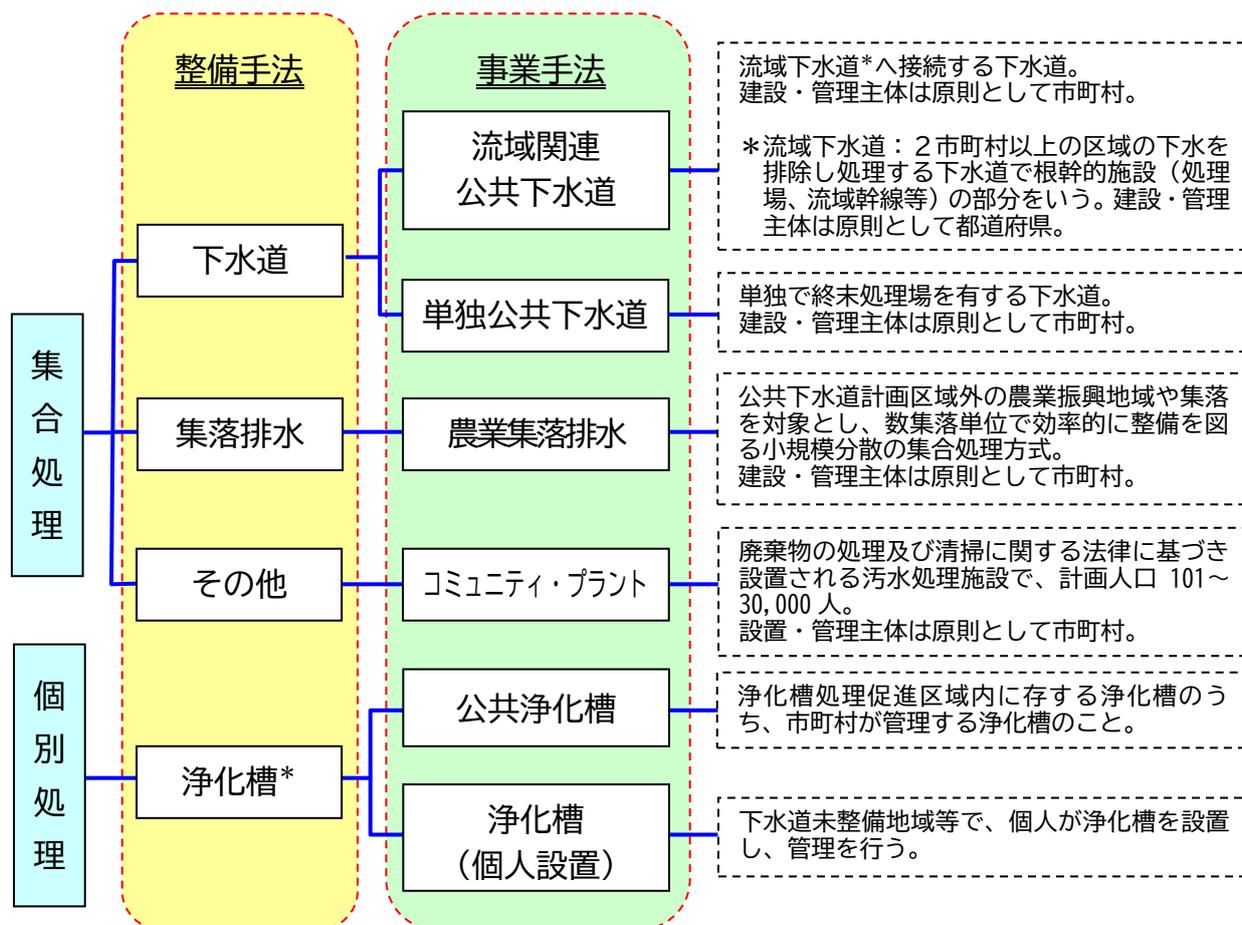
³ 【BOD】生物学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量を示す水質汚濁の指標。

(3) 生活排水処理施設の種類

生活に起因する排水を処理する生活排水処理施設は、集合処理施設と個別処理施設に大別される。

集合処理施設は、家庭等からの生活排水を公道等に管渠を埋設して集水し、流末に処理施設を設けて処理する施設で、下水道、集落排水等が該当する。

個別処理施設は、各戸の家庭等からの生活排水を処理する施設で、浄化槽が該当する。



* 浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月 1 日から、トイレ、風呂、台所等からの生活排水を全て処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と定義され、トイレからの排水のみしか処理できない単独処理浄化槽は新規の設置が禁止されている。

図 1 - 1 - 1 主な生活排水処理施設整備手法・事業手法

1-2 見直しの趣旨

本県では、生活排水処理施設の整備を進めてきた結果、令和6年度末の生活排水処理人口普及率は94.3%と、平成20年度と比べ約7.3ポイント上昇している。生活排水処理人口普及率の伸びは、近年鈍化してきているものの、国が示す早期概成（令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%以上）水準には概ね達している状況にある。

一方、県内市町村別の生活排水処理人口普及率をみると、全県人口の約4割を占める44市町村が95%に達しておらず、引き続き生活排水処理施設の整備を進めていく必要がある。

さらに、人口減少に伴う使用料の減少など、生活排水処理事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

令和7年1月には八潮市において下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生するなど施設の老朽化への的確な対応も求められている。

これらを踏まえ、本構想において、今後到来する施設の大量更新期を見据えた、集合処理から個別処理への転換、広域化・共同化の推進など、効率的な事業運営に向けた生活排水処理施設のあり方を示そうとするものである。

第2章 生活排水処理に関する現状と課題

2-1 生活排水処理施設の整備状況

本県の令和6年度末の生活排水処理人口普及率は94.3%と、旧構想で掲げた目標値である100%には達していないものの、国が示した概成の目安である95%の達成は目前まで迫っている。しかし、市町村別にみると、全63市町村のうち、95%に到達しているのは19市町村のみであり、最も整備が遅れている市町村では58.4%にとどまることから、引き続き生活排水処理施設の整備を進めていく必要がある。

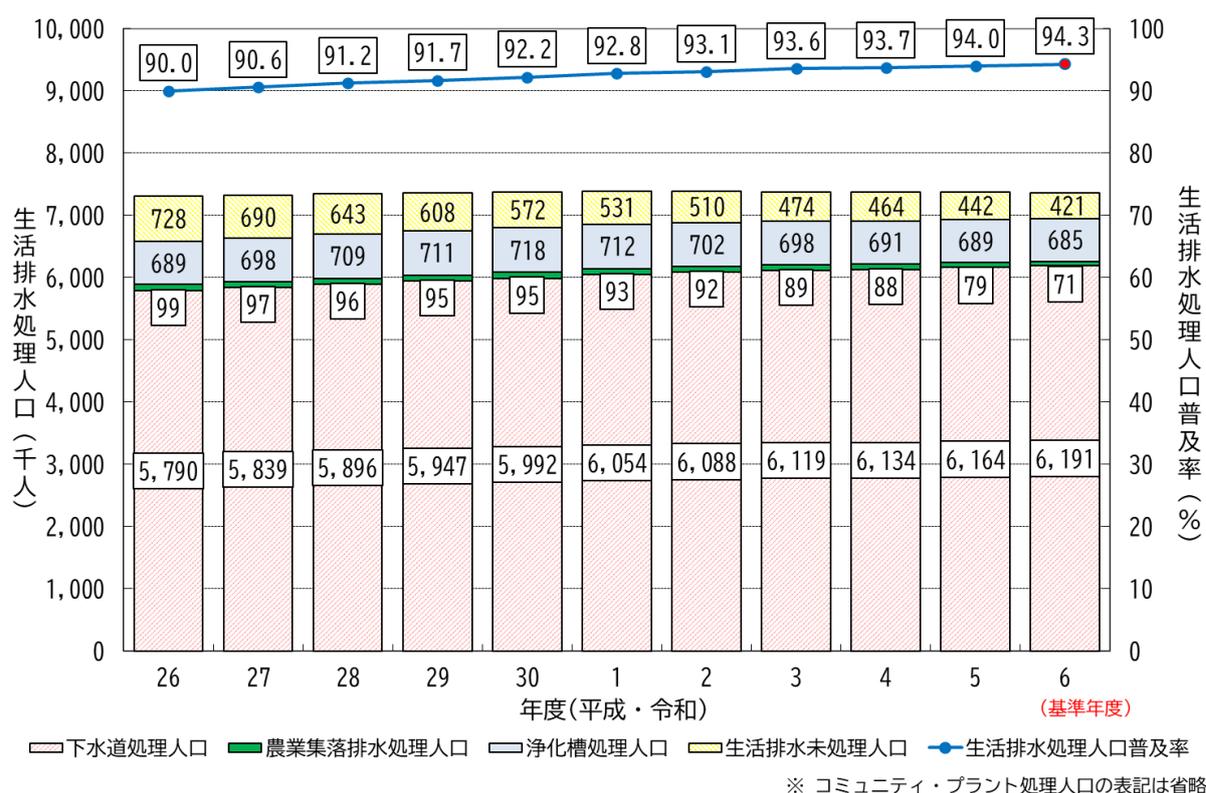


図2-1-1 生活排水処理人口普及率の推移

2-2 公共用水域の水質状況

(1) 環境基準達成状況

本県の河川(環境基準の類型指定⁴がされている34河川44水域)の水質は、有機汚濁の代表的指標であるBODの環境基準達成率⁵でみると、平成11年度に55%まで低下していたものが平成28年度には100%まで上昇し、その後は82~95%の範囲で推移している。

全国と比較すると、平成10~11年度は20ポイント以上低かったものが、平成20

⁴ 【環境基準の類型指定】水質環境基準のうちBOD等の生活環境の保全に関する項目については、利水目的等に応じてAA、A、B、C、D、Eの6類型が設けられ、水域ごとに基準が指定されている。

⁵ 【環境基準達成率】環境基準(BOD)達成率(%) = 環境基準達成水域数/類型指定水域数×100

年度に初めて全国平均を上回り、平成 27 年度以降は全国平均と同程度の水準で推移している。

平成 29 年度と令和 6 年度の類型別環境基準（BOD）達成率を比較すると、令和 6 年度は類型指定 A 及び C の全地点で環境基準を達成した結果、県全体の達成率は 82%から 91%へ上昇した。

地点別では、令和 6 年度の未達成 4 地点のうち、唐沢川森下橋は過去 5 年間全てにおいて、越辺川下流落合橋は過去 5 年間のうち 3 回環境基準値を超過していることから、両地点の水質基準超過要因を分析し、水質改善に向けた的確な取組が求められている。

表 2-2-1 類型水域別の環境基準の達成状況

類型	基準値	平成 29 年度			令和 6 年度		
		水域	達成状況	達成率	水域	達成状況	達成率
AA	1mg/L 以下	2	2	100%	2	2	100%
A	2mg/L 以下	14	12	86%	14	14	100%
B	3mg/L 以下	10	6	60%	10	6	60%
C	5mg/L 以下	16	14	88%	16	16	100%
D	8mg/L 以下	2	2	100%	2	2	100%
E	10mg/L 以下	0	0	-	0	0	-
計		44	36	82%	44	40	91%

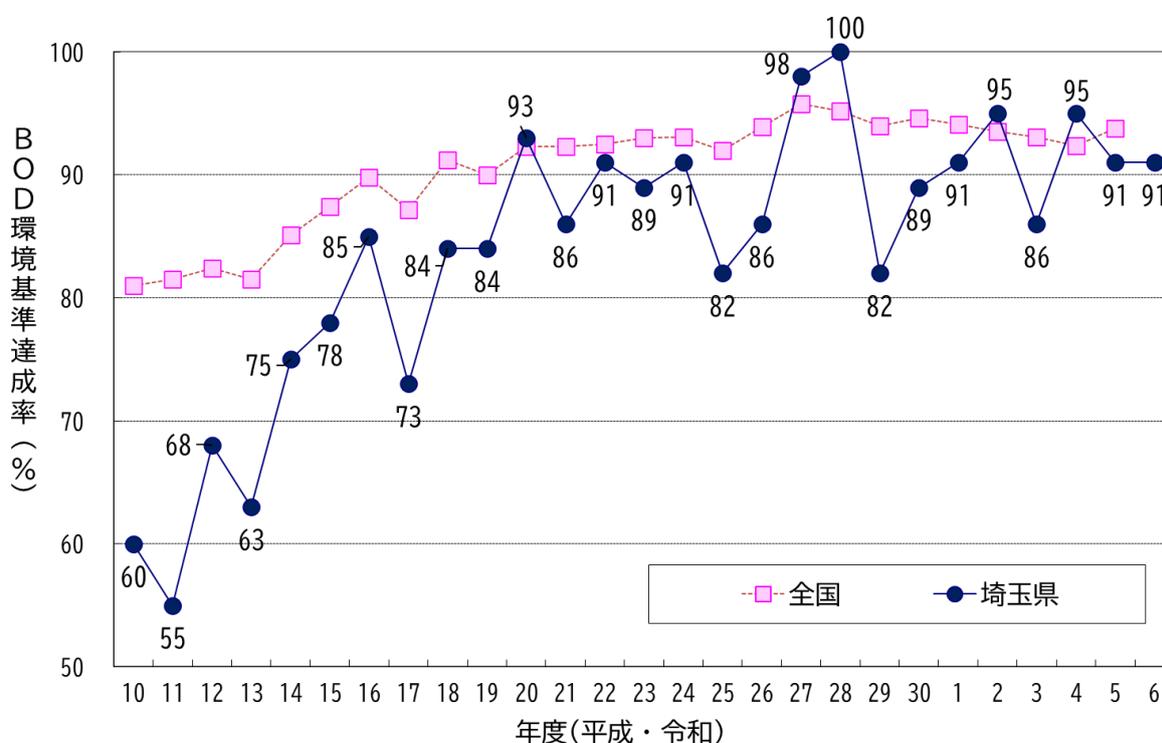


図 2-2-1 環境基準達成率 (BOD) の推移

(2) 河川の汚濁原因

令和5年度のBOD汚濁負荷量は54.5t/日、そのうちの約73.5%を生活系（生活雑排水、し尿等）が占めている。

平成29年度と令和5年度のBOD汚濁負荷量を比較すると、総量は65.8t/日から54.5t/日に11.3t/日減少し、減少分の内訳は生活系が9.0t/日、生活系以外が2.3t/日となっている。生活排水対策を推進してきた結果、生活系のBOD汚濁負荷量は着実に減少してきている。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している生活雑排水未処理世帯から処理されずに排出される「生活雑排水」は、令和5年度のBOD汚濁負荷量の40.6%を占めており、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から集合処理への接続又は合併処理浄化槽への転換が引き続き求められる。

「し尿等」は、生活排水処理施設で処理されてから排出されるものの負荷量で、BOD汚濁負荷量の32.9%を占めている。汚水処理機能を十分に発揮できるように、生活排水処理施設の適切な維持管理を推進していく必要がある。

表2-2-2 BOD汚濁負荷量の比較

区分	平成29年度		令和5年度		
	排出量 (t/日)	構成比 (%)	排出量 (t/日)		構成比 (%)
			実績値	差分	
合計	65.8	100.0	54.5	-11.3	100.0
生活系	49.1	74.6	40.1	-9.0	73.5
生活雑排水	29.5	44.8	22.2	-7.3	40.6
し尿等	19.6	29.8	17.9	-1.7	32.9
生活系以外	16.7	25.4	14.4	-2.3	26.5
産業系	8.7	13.2	7.2	-1.4	13.3
畜産系	3.7	5.6	3.0	-0.7	5.5
その他系	4.4	6.6	4.2	-0.1	7.7

※ 各項目の定義は以下のとおり

し尿等：し尿由来のもので、下水処理場や合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿処理施設で処理された排水によるもの

産業系：工場や事業場からの排水によるもの（下水処理場経由を含む、畜産系を含まない）

畜産系：畜産農家から排出される家畜の排せつ物や洗浄水など

その他系：山林や水田、その他の土地から排出される有機物など

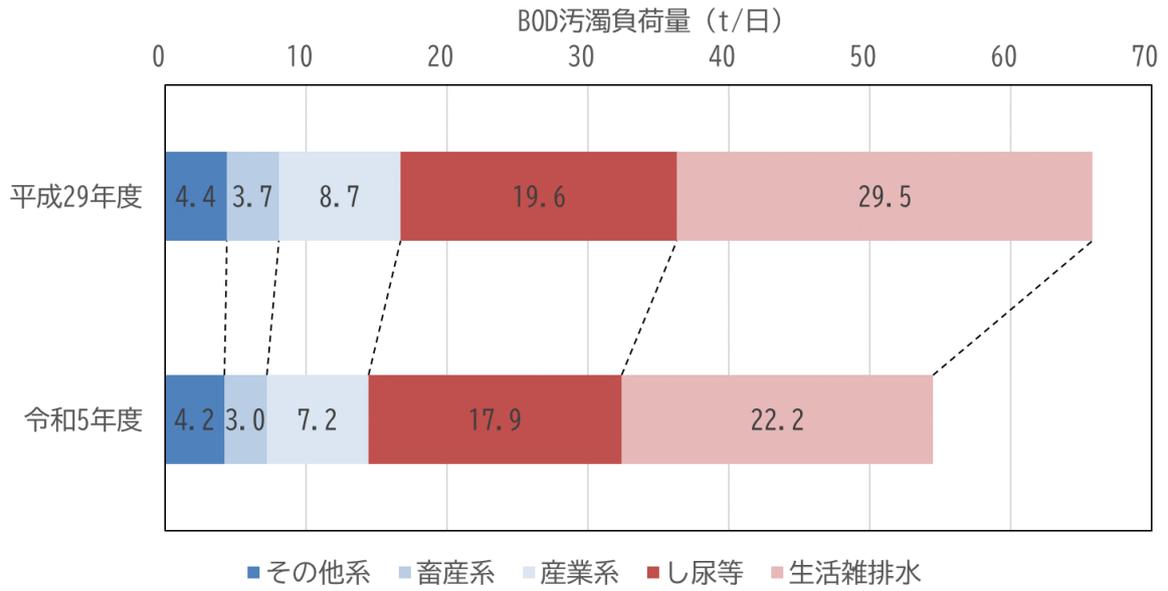


図2-2-3 BOD汚濁負荷量の比較

2-3 老朽化に伴う更新需要の増大

(1) 下水道

令和5年度末における全国の下水道管路の総延長は約50万kmである。このうち、令和5年度時点で標準耐用年数50年を経過した管路の延長は約4万km（総延長の約8%）だが、令和15年度には約10万km（約20%）、令和25年度には約21万km（約42%）と、今後急激に増加する。

令和4年度末で約2,200箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が約2,000箇所（全体の90%）と老朽化が進行している。

持続的な下水道機能確保のため、計画的な維持管理・改築事業の実施が必要である。

本県においては、令和7年1月に八潮市において下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生した。

大規模下水道は止めることができない上、常時流量が多い環境下における点検・調査や改築・更新における有効な手法は確立していない。大規模下水道システムにおける点検・調査や改築・更新に関する技術の高度化やリダンダンシー（冗長性）の確保が求められている。

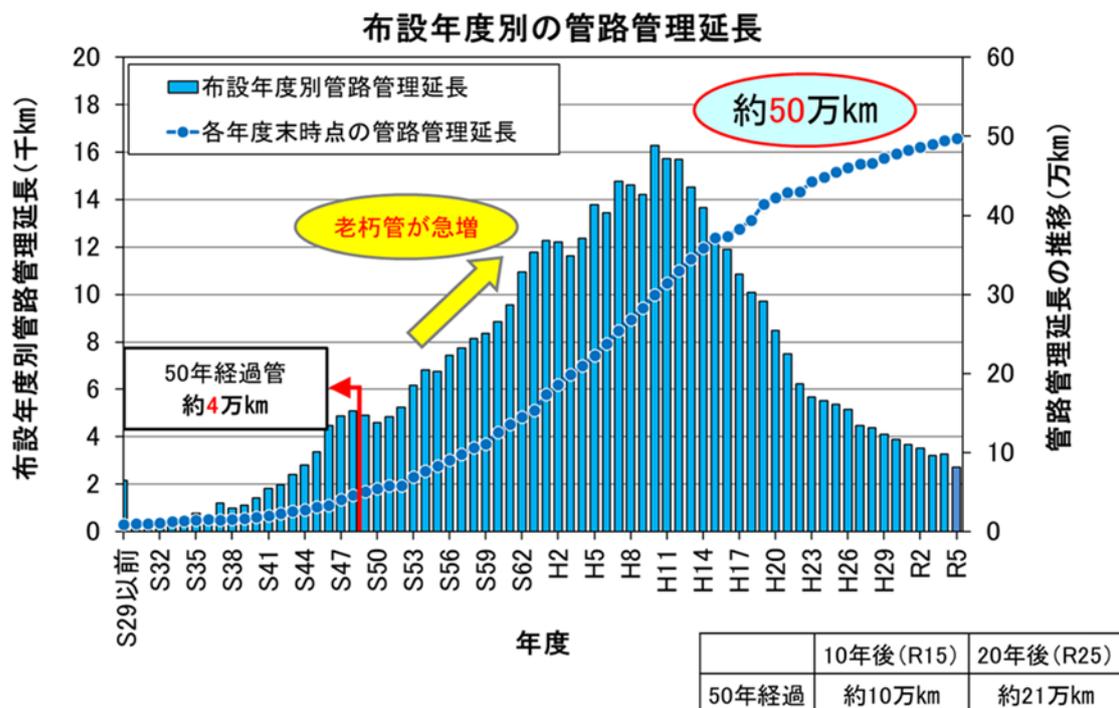


図2-3-1 敷設年度別の管路管理延長（令和5年度末時点）

出典：国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html

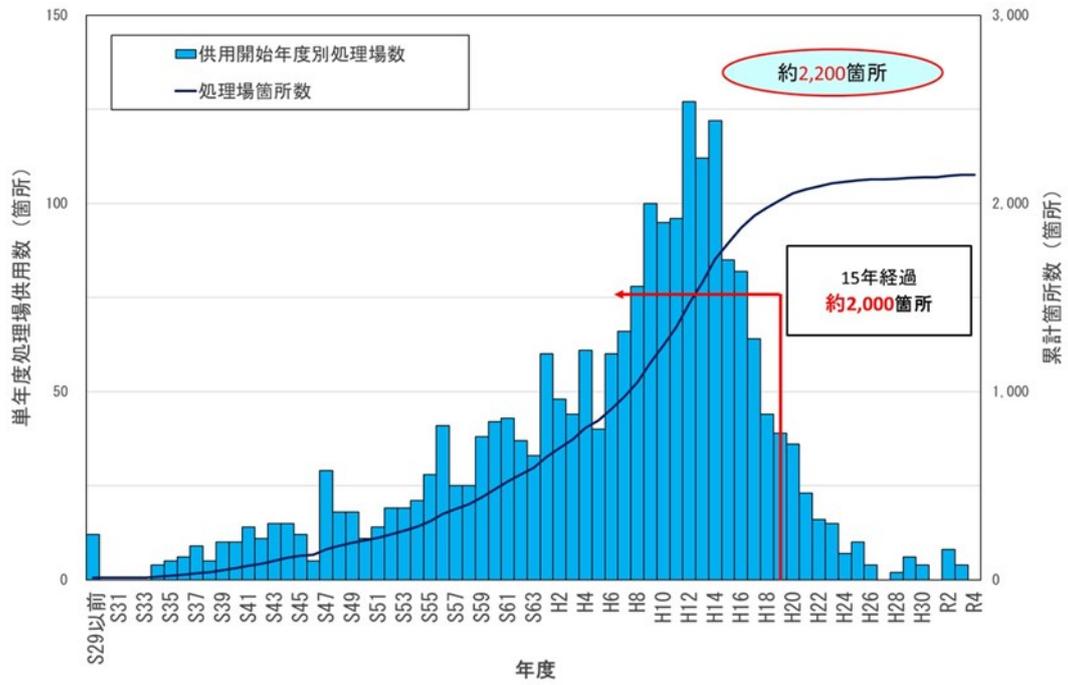


図 2-3-2 処理場の年度別供用箇所数（令和 4 年度末時点）

出典：国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000135.html

(2) 農業集落排水

本県では、昭和 60 年代に供用開始されて以来、令和 6 年度末時点で 12 市 11 町に 118 処理区の農業集落排水施設が供用されている。

昭和 60 年代に供用開始された施設は 40 年を経過することになり、平成 10 年代に供用開始された施設は間もなく 20 年を経過するものが多い。今後はこれらの施設の更新整備が必要となるが、一方で人口減少に伴う処理効率の低下もあり、単に更新へと向かうのではなく、処理効率を踏まえて下水道への統合や浄化槽への転換を検討していくことも必要である。

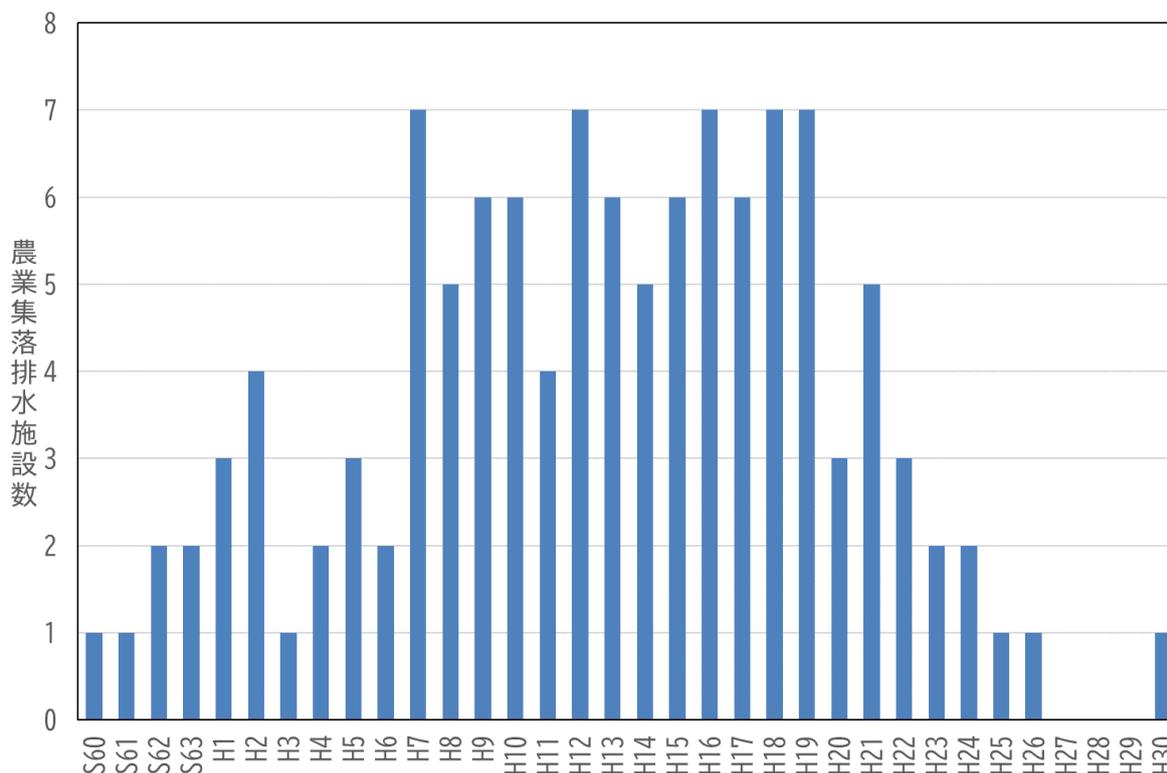


図2-3-3 埼玉県における年度別農業集落排水施設供用開始数

(3) 浄化槽

県内（下水道供用開始済区域及び農業集落排水区域を除く）には、令和 6 年度末時点で 145 千基の単独処理浄化槽が残っており、処理人口は 356 千人となっている。

平成 13 年度の浄化槽法の改正後、単独処理浄化槽の新設は原則なくなったが、浄化槽の耐用年数は一般に 30～50 年とされ、大半の単独処理浄化槽は間もなく耐用年数を迎えることになる。老朽化による破損や漏水等が発生し、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽）については、速やかに合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。

2-4 人口の状況

(1) 人口の動向

本県の将来人口予測値をみると、2050年（令和32年）までに県全体で約1割減少する。

一方、南部地域及びさいたま地域では2050年（令和32年）時点でも人口は増加し、秩父地域では4割以上、利根地域と北部地域では2割以上の人口減少が見込まれるなど、地域による差異が大きい。

表2-4-1 地域⁶別将来人口予測値

（単位：千人）

No.	地域名	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2050/2020
1	南部	809	822	828	831	832	829	823	1.017
2	南西部	730	736	737	736	733	728	722	0.989
3	東部	1,155	1,152	1,142	1,126	1,108	1,089	1,070	0.926
4	さいたま	1,324	1,354	1,363	1,365	1,362	1,352	1,339	1.012
5	県央	529	522	509	495	479	463	448	0.848
6	川越比企	794	781	763	740	715	690	666	0.840
7	西部	772	758	738	715	689	664	640	0.830
8	利根	635	618	595	569	540	511	484	0.761
9	北部	501	487	470	451	430	408	386	0.770
10	秩父	95	87	80	73	67	60	54	0.574
-	合計	7,345	7,316	7,224	7,101	6,953	6,794	6,634	0.903

出典：国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計を基に作成

(2) 人口の減少に伴う課題

ア 人口減少に伴う使用料収入の減少

今後、人口減少等に伴って、下水道や農業集落排水といった集合処理における使用料収入の減少が見込まれる。特に人口密度の低い区域において減少率が高いと見込まれている。

県内では秩父地域や利根地域及び北部地域などで人口減少が見込まれるため、生活排水処理の効率化を推進していくことが必要となる。

⁶ 地域の区分は埼玉県5か年計画（令和4年度～令和8年度）第3編地域別施策における地域区分のとおり。

イ 自治体職員数減少による執行体制の脆弱化

全国の下水道職員は、ピーク時の平成9年度には約4.4万人であったが、令和5年度には約2.7万人（▲39.1%）となっており、地方公務員全体の減少率（平成9年度比▲14.2%）と比較しても、減少率が高い。

処理区域内人口規模3.0万人未満の団体では、下水道担当職員数は10人未満となっている。特に小規模な市町村においては、事業を1名で担当しているケースも存在するなど、技術職を含めた職員の確保は中小規模の自治体では喫緊の課題となっている。

本県においても、今後の人口減少の進行に伴い職員の確保が困難になる自治体が出てくる懸念される。

ウ 地域特性に応じた処理方式の最適化へ

これまでは、人口が集中し、下水道等の集合処理を行うことが経済的に合理的な地区では集合処理を推進し、人口が分散している地区においては個別処理による生活排水処理施設の整備を進めてきた。

今後、人口減少が進むことが想定される中、これまで下水道や農業集落排水により汚水の処理を行ってきた地区においても、管路や処理場の更新整備を行う際に、従来の処理方法を継続するよりも、個別処理への転換を図るほうがメリットを得られるケースが出てくることも考えられる。

このため、既整備地区においても、将来的な人口分布や汚水の発生状況の変化等に適応するため、集合処理と個別処理の最適化にかかる検討が求められる。

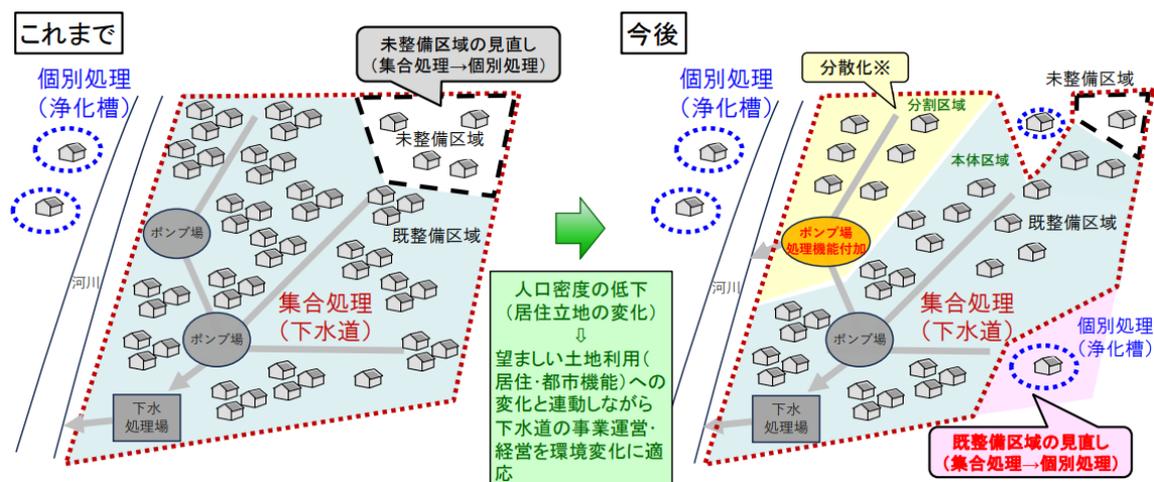


図2-4-1 (参考) 国検討会における処理方式の最適化イメージ図

出典：国土交通省 第6回上下水道政策の基本的なあり方検討会（令和7年9月19日）

資料1「上下水道における集約型・分散型に関する今後の方向性について」

2-5 自然災害の激甚化・頻発化

令和6年1月に発生した能登半島地震では、下水道や浄化槽等の生活排水処理施設も大きな被害を受け、下水道は、能登地方6市町において、下水処理場20箇所中15箇所、ポンプ場6箇所中5箇所、管路773km中233km（被災率30%）の被害があった。浄化槽は、市町設置3,635基のうち1,423基に被害があり、被災率は39.1%、個人設置による浄化槽は約1万6千基あり、同程度の被害があったと予想される。

本県においても、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風では、河川氾濫等に伴う浸水によってポンプ場や処理場が機能停止に陥ったほか、土砂災害による管渠の流出・閉塞等の被害が発生した。

大雨等の自然災害が激甚化、頻発化するとともに、マグニチュード7クラスの首都直下地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると見込まれており、これらへの対策を講じていくことが必要である。

第3章 基本方針

これまで生活排水処理施設の整備を進めた結果、生活排水処理人口普及率に関し国が示している概成の基準である95%は間もなく達成できる見込みである。

一方、人口減少の進行、災害の激甚化・頻発化、既存施設の老朽化が顕在化する中、今後は新たな施設の整備だけでなく、生活排水処理インフラ全体の持続可能性について検討する観点が必要となる。市町村においても、使用料収入の減少や維持管理費・建設改良費の増加などにより、適切な管理体制の維持を含め、生活排水処理事業の経営環境は一層厳しさを増している。

こうした状況を踏まえ、集合処理と個別処理の最適化や広域化・共同化による効率化などにより、持続可能な生活排水処理の仕組みの構築に取り組んでいく。

3-1 処理施設ごとの整備方針

主な処理施設の整備方針は、以下のとおりである。

(1) 下水道

水質環境基準を達成維持し、公共用水域の水質保全を図るとともに、都市の健全な発展と生活環境の整備・向上に寄与することを目標に整備を進める。

また、下水道施設の改築更新は適切な維持管理等による長寿命化を図りつつ、機能の重要性や健全性等に基づき優先度を定めて、計画的に実施する。

今後の施設更新や再構築にあたっては、維持・修繕・更新の手法を適切に考慮する。

(2) 農業集落排水

今後は、運営管理や施設更新への支援が中心となる。既に整備が終了した農業集落排水施設については、処理効率や施設の老朽度等を踏まえ、補修・更新による継続のほか、施設の統廃合・広域化や下水道への接続・浄化槽への転換も含めて検討する。

(3) 浄化槽

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽がその機能を十分に発揮できるよう、適切な維持管理の重要性について住民への周知啓発を徹底する。

また、今後の人口減少に伴う収入減少や施設の更新困難等の理由から、集合処理の導入や維持が困難と判断された地域においては、集合処理から個別処理への見直しを支援していく。

3-2 構想の期間

本構想の期間は、令和8年度から令和23年度までの16年間とし、基準年度及び目標年度は、表3-2-1のとおりである。

表3-2-1 本構想の基準年度及び目標年度等

項目	年度
基準年度	令和6年度
期間	令和8年度～23年度
中間目標年度	令和13年度・18年度
目標年度	令和23年度

3-3 本構想の目標

(1) 整備目標

生活排水処理人口普及率を令和23年度に98.7%とすることを目標とする。

基準年度（令和6年度）、中間目標年度（令和13年度・18年度）における県全体の生活排水処理人口普及率は表3-3-1のとおりである。

（中間目標 令和13年度：96.0%、令和18年度：97.4%）

表3-3-1 整備手法別の生活排水処理人口及び構成比率

項目	令和6年度 (基準年度)		令和13年度 (中間目標年度)		令和18年度 (中間目標年度)		令和23年度 (目標年度)			
	人口(人)	構成比率	人口(人)	構成比率	人口(人)	構成比率	人口(人)	構成比率		
行政人口	7,368,287	100.0%	7,217,134	100.0%	7,077,788	100.0%	6,916,833	100.0%		
集合処理	下水道処理人口	6,191,822	84.0%	6,199,115	85.9%	6,153,070	86.9%	6,092,897	88.1%	
	農業集落排水処理人口	70,607	1.0%	66,166	0.9%	61,745	0.9%	55,816	0.8%	
	コミュニティ・プラント処理人口	940	0.0%	1,220	0.0%	1,212	0.0%	1,202	0.0%	
	処理人口計	6,263,369	85.0%	6,266,501	86.8%	6,216,026	87.8%	6,149,915	88.9%	
個別処理	合併処理浄化槽 処理人口	下水道整備区域内	193,823	2.6%	108,170	1.5%	83,964	1.2%	58,654	0.8%
		浄化槽処理区域内	481,741	6.5%	555,233	7.7%	590,437	8.3%	615,192	8.9%
	処理人口計	675,564	9.2%	663,404	9.2%	674,401	9.5%	673,846	9.7%	
生活排水処理人口計	6,938,933	94.2%	6,929,905	96.0%	6,890,427	97.4%	6,823,761	98.7%		
生活排水未処理人口(単独処理浄化槽・くみ取り)	429,354	5.8%	287,229	4.0%	187,361	2.6%	93,072	1.3%		

※ 県内市町村から回答(令和7年11月～)のあった整備手法別の生活排水処理人口を集計したもの。市町村別のデータは巻末資料に記載。
 なお、一部市町村については、生活排水処理基本計画策定に伴う集計値の見直し等により、農林水産省、国土交通省、環境省調査による
 汚水処理人口普及状況のR6年度未実績の数値(令和7年8月22日公表)と異なる。

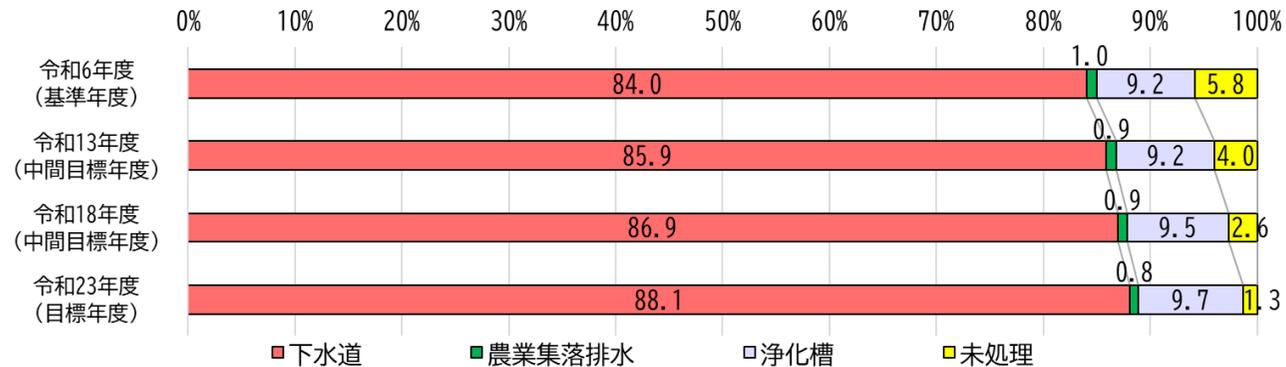


図3-3-1 整備手法別の処理人口構成比率の推移

(2) 公共用水域の水質に係る目標

施設整備に加えて、維持管理の状況を評価するため、公共用水域における BOD 環境基準達成率 100%を目標とする。

3-4 定期的な見直し

社会情勢の変化や技術の進展、地域の実情に即して定期的に見直しを行う。

中間年度において実施状況と効果を評価するとともに、新たな課題や将来予測を踏まえて取組内容の見直しを検討する。特に集合処理と個別処理の組み合わせについては、人口動態の影響を踏まえ、最適なシステムとなるよう見直しを行うものとする。

第4章 県の取組

4-1 生活排水未処理人口解消に向けた取組

生活排水の未処理人口を解消し、県内の河川のさらなる水質改善を実現するため、次の取組を行う。

(1) 下水道整備区域⁷の見直し

下水道により整備するとした区域のうち、今後の開発の見込みがないなど下水道の整備が困難な区域については、関係者と調整の上、区域の適切な見直しを行う。

(2) 農業集落排水整備推進交付金による支援

農業集落排水事業を実施した市町村に対し、事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源として交付金を交付し、市町村負担の軽減を図る。これにより、市町村負担の軽減を図るとともに、農業集落排水区域内の単独処理浄化槽の撤去を促進する。

(3) 浄化槽処理促進区域の指定の支援

下水道法に規定する予定処理区域を除き、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要がある区域を浄化槽法に規定する浄化槽処理促進区域として市町村が指定する際の助言等を行う。

(4) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽（「特定既存単独処理浄化槽」）に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導を行うための県・市町村・指定検査機関等の協力体制を整える。

(5) 公共浄化槽の推進

市町村が浄化槽の設置・維持管理を行う公共浄化槽は、個人負担を軽減できるため早期整備につながる可能性があり、市町村が維持管理を担うため公共用水域の水質改善への寄与が期待されることから、公共浄化槽の新規導入や拡大に向けて市町村を支援する。

⁷ 【下水道整備区域】生活排水の処理を下水道により行うこととした地域として本構想において定義する区域

(6) 合併処理浄化槽転換促進の支援

くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めるため、転換に取り組む市町村への支援を行い浄化槽の早期整備を促進する。

4-2 施設の適正な維持管理の推進

生活排水処理施設を適切に維持管理し、更新していくため、次の取組を行う。

(1) 県下水道施設のストックマネジメント計画に基づく計画的な施設の改築・更新の実施

施設の処理機能を適切に維持していくため、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に施設の改築・更新を行う。

(2) 市町村等の下水道施設の改築・更新の技術的支援

市町村等のストックマネジメント計画の策定や計画的な施設の改築・更新の技術的支援を行う。

(3) 農業集落排水施設の改築・更新への支援

農業集落排水処理施設の改築等を行う市町村に対し支援を行う。これにより、施設の適正な維持、長寿命化を推進する。

また、人口減少等の影響で更新整備による農業集落排水処理施設の維持が困難となる区域については、下水道への接続や浄化槽処理促進区域への転換に向けた支援を行う。

(4) 浄化槽台帳の整備

浄化槽の設置状況及び維持管理の情報を的確に把握するため、地理情報を併せ持つ浄化槽台帳システムを整備するとともに、台帳データの精度を維持するための法定検査、保守点検、清掃等の情報収集を行う。

また、災害時の浄化槽の復旧活動にあたっては、特に初動において、浄化槽の正確な実態を把握していることが重要となる。どこにどのような浄化槽があるかという情報が不十分な場合、復旧対象にならないこともあるため、災害時の備えという観点からも、浄化槽台帳の整備・充実に努める必要がある。

(5) 浄化槽管理士に対する研修の実施

住民に接する機会が多く、普及啓発への貢献が期待される浄化槽管理士に対し、浄化槽行政の動向や最新浄化槽の構造などの情報を習得するための研修を実施する。

(6) 浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の機能を十分に発揮させるとともに、長期間浄化槽を使用できるように、清掃、保守点検、法定検査の適正な維持管理を推進するため、県ホームページやダイレクトメール、戸別訪問等による普及啓発を行う。

(7) 浄化槽適正処理促進協議会の運営

浄化槽の設置及び管理に係る諸課題について、行政及び指定検査機関、浄化槽関係団体等で構成する協議会を設置し、総合的な協議を推進する。

(8) 広域化・共同化の推進

生活排水処理施設の効率的な事業運営を図るために、広域化・共同化を推進する。
※ 広域化・共同化に関する計画を第5章に掲載する。

第5章 広域化・共同化計画

5-1 広域化・共同化計画の背景と経緯

(1) 背景

汚水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化など、経営環境は厳しさを増しており、より一層の効率的な事業運営が求められている。

(2) 国からの計画策定の要請

平成29年6月の閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針2017）や同年12月の経済財政諮問会議決定（経済・財政再生計画改革工程表2017改訂版）により、上下水道経営の持続可能性確保のため、令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化計画を策定することが目標として掲げられ、平成30年1月には、4省（国土交通省、農林水産省、環境省、総務省）通知により、全ての都道府県は令和4年度までに広域化・共同化計画を策定するよう要請を受けた。

広域化・共同化計画の対象施設は、汚水排水処理を担う、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、し尿処理施設が位置付けられている。また、検討体制は全ての市町村等の参加のもとで行い、計画を都道府県構想に位置付けることが求められている。

(3) 広域化・共同化計画の策定の主体

汚水処理施設の持続的な経営を行うために、下水道、農業集落排水施設、浄化槽、し尿処理施設を所管する県の下水道局、農林部、環境部が市町村等と調整を図り計画策定を行った。

なお、下水道分野に関しては、下水道法に基づき平成28年11月に設立した「下水道事業推進協議会」において、分科会や勉強会、地域意見交換会を通じて適宜実施した各種アンケートやニーズ調査の結果を踏まえ、広域化・共同化計画のとりまとめを行った。

(4) 広域化・共同化計画の改定

埼玉県生活排水処理施設整備構想（平成23年度～令和7年度）の中間見直し（令和3年3月）に併せて、広域化・共同化計画を同構想の一部に位置付けた。令和5年3月には、令和2年4月に改訂された国の「広域化・共同化計画策定マニュアル」で求められている、広域化・共同化メニューの実施による中長期的な収支見通しや波及的な効果の整理・検討を行った。今回、新構想の策定に併せて、関係機関と調整を行い、広域化・共同化メニューの更新・追加等を行った。

5-2 汚水処理施設に関する現状と課題

(1) 現状と課題

ア 県内の汚水処理施設数と処理方式別人口（令和6年度末）

表5-2-1 県内の汚水処理施設数（令和6年度末）

	下水道施設 (処理場)		農業集落 排水施設		し尿処理 施設	公共浄化槽	
	流域	単独	処理区域	施設	施設	市町村	設置基数
数量	10	18	118	118	36	13	7,099
処理人口(千人)	6,191		71		60	25	

※ 処理人口は令和7年8月22日 農林水産省、国土交通省、環境省 汚水処理人口普及状況（令和6年度末）による。

イ 汚水処理施設が抱える共通課題

本県の汚水処理施設は、人口減少に伴う使用料収入の低下、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存ストックの大量更新期の到来など、事業運営に係る多くの課題を抱えている。特に、中小の市町村では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスの確保が困難となる恐れがある。

(2) 汚水処理施設別の課題

ア 下水道の経営環境の課題

単独公共下水道の処理場のうち、6割以上の施設が、建設から30年以上が経過するなど、老朽化への対応が課題である。

自治体によって人口動態が大きく異なるため、人口減少の進行に伴い持続可能な経営が困難になる箇所も出てくるとみられる。

技術職員の確保が困難な自治体もあり、技術力の維持・向上も課題である。

イ 農業集落排水施設の経営環境の課題

農業集落排水施設の維持管理費は、利用料金と市町村の一般会計からの繰入金为主要な財源としているが、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、農村人口の減少に伴う利用者の減少等による利用料収入の減少、市町村財政の逼迫など、将来の運営管理に支障が出ることも想定される。

ウ し尿処理施設の経営環境の課題

公共下水道等の整備に伴い、し尿処理施設におけるし尿等の処理量は減少傾向にある。

し尿処理施設の中には稼働後 30 年を経過した施設も多く、効率的な処理を継続するためには計画的な修繕や更新が必要である。

また、近年、頻発・激甚化する自然災害に備え、し尿処理施設の強靱化など、し尿等の処理の継続性確保に向けた取組が必要である。

エ 公共浄化槽の課題

一般的に、各家庭や店舗等に設置されている浄化槽に対し、市町村が管理する「公共浄化槽」は、市町村職員が、公共浄化槽の設計・発注、維持管理業務委託、料金徴収等を行うのが基本であり、専門人材やそのノウハウを活用しながら業務を円滑に進めていくことが必要となる。浄化槽の耐用年数は 30 年以上とされていることから、長期にわたる財政負担を軽減するためにも、広域連携による整備及び維持管理を行う事業管理体制の検討が有効となる。

5-3 汚水処理施設の広域化・共同化に関する基本的な考え方

本県の汚水処理人口は 695 万人で人口の 94.3% を占めているが、その大半は下水道施設において処理されている。そのうち 9 割以上を県が運営する流域下水道事業において処理しており、既に相当程度の広域化が進んでいる。

今後は人口の推移など、地域の特性に応じ、経済性、効率性の観点から、持続可能な汚水処理方式を検討・選択する必要がある。

既に集合処理となっているところでは、今ある施設を効率的に活用しつつ、さらなる広域化・共同化を検討していく。

人口減少が進み、施設の更新時期が到来している場合は、単独処理方式とすることも含め、適切な汚水処理方式を検討していく必要がある。

5-4 広域化・共同化計画

広域化・共同化に関する具体的な施策を表5-4-1のとおりとりまとめたが、以下に主な施策についてその概要を記載する。なお、各施策について、短期は5年、中期は6~10年、長期は11~30年の期間内に実施するものとして区分する。

(1) ハード施策

ア 汚泥の共同処理 (表5-4-1 整理番号1~3)

単独公共下水道から発生する下水汚泥を流域下水道で受け入れ処理・処分する。

単独公共下水道では下水汚泥の焼却処分等の費用負担を軽減することができ、流域下水道では焼却施設の余裕能力を活用することで経営的にもメリットがある。

(平成30年度から運用開始)

実施中：東松山市、羽生市、坂戸、鶴ヶ島下水道組合

短期：秩父市、日高市、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合

中期：飯能市、横瀬町、皆野・長瀬下水道組合

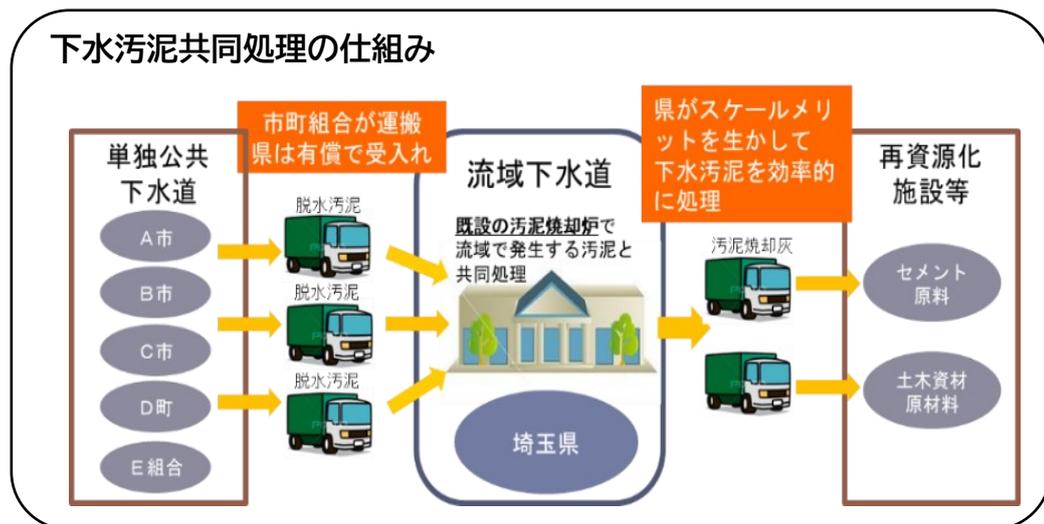


図5-4-1 下水汚泥共同処理の仕組み (本県のスキーム)

イ 単独公共下水道の統廃合 (表5-4-1 整理番号4~6)

下水処理場の運転・維持管理は自治体にとって経営上の負担が大きく、改築や更新にあたり財政上の影響も大きい。このため、処理場の集約化を検討し、必要に応じて統廃合を行う。

短期：深谷市、「坂戸、鶴ヶ島下水道組合」

長期：東松山市

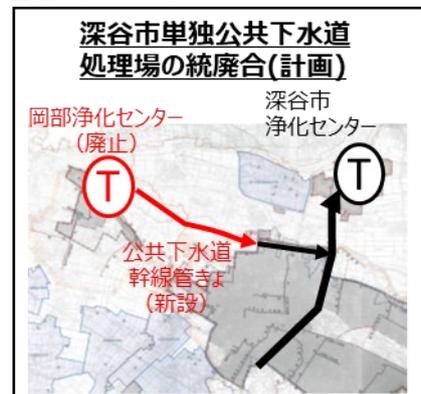


図5-4-2 処理場の統廃合

ウ 単独公共下水道（処理場）の流域下水道への編入

（表5-4-1 整理番号7）

下水処理場の維持・運転管理は市町村にとって経営的に大きな負担となっている。このため、市町村は、老朽化した処理場の改築更新時期に合わせて、流域下水道への編入を検討し、集約化を進める。

短期：さいたま市

エ 農業集落排水施設の下水道への編入（表5-4-1 整理番号8~19）

農業集落排水施設の維持管理、改築は、財政上の課題となることから、今後の人口動態等を勘案し、必要に応じて下水道への編入を検討する。

短期：深谷市、久喜市、本庄市、
日高市、宮代町

中期：本庄市、鴻巣市、久喜市、
小川町、吉見町、寄居町

長期：熊谷市、本庄市、鴻巣市、
久喜市、白岡市

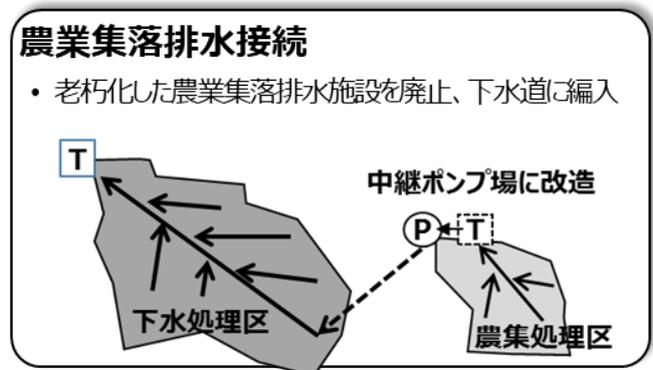


図5-4-3 農業集落排水施設の公共下水道接続イメージ

オ し尿処理施設の下水道への編入（表5-4-1 整理番号20~24）

し尿処理施設の維持管理、改築は、財政上の課題となることから、今後の人口動態等を勘案し、必要に応じて下水道への編入を検討する。

短期：熊谷市

中期：寄居町

長期：飯能市、東松山市、川島町

カ 農業集落排水施設の統廃合（表5-4-1 整理番号 25~29）

老朽化した農業集落排水施設の更新時において、一層の効率的な運営管理を図るため、施設配置の最適化を検討し、統廃合を進める。

短期：熊谷市、久喜市

中期：秩父市、本庄市、久喜市

長期：秩父市、久喜市、小川町

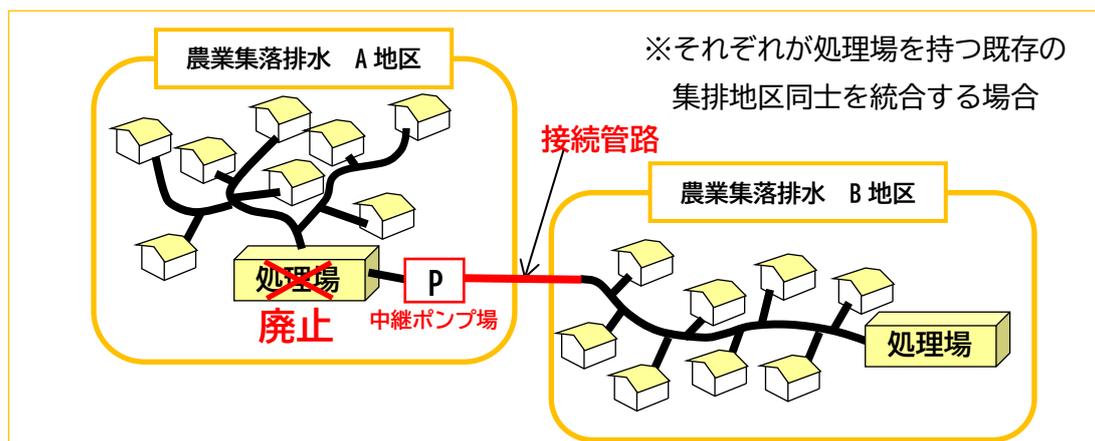


図5-4-4 農業集落排水施設同士の接続イメージ

キ し尿処理事業の広域化（表5-4-1 整理番号 30）

市町村の厳しい財政状況の中、持続的にし尿の適正処理を推進するため、地域の特性を十分踏まえた上で、し尿処理の広域化・集約化を推進し、効果的な施設整備及び効率的な運営を支援していく。

秩父圏域（秩父市、長瀬町、皆野町、横瀬町、小鹿野町）は、し尿処理施設の稼働率が減少し、施設の老朽化から維持管理費用も増大していることから、令和2年4月に秩父地域し尿処理事業広域化準備室を設置し、し尿処理事業について、広域的な視点に基づき、施設更新や運営管理など具体的な協議検討を進めている。

ク 公共浄化槽事業の実施（表5-4-1 整理番号 31）

公共浄化槽は、現在、県内13市町村で設置しており、皆野町及び長瀬町では一部事務組合により事業を運営している。両町では、浄化槽整備がなかなか進まない中、町や住民にメリットの多い公共浄化槽を導入することとし、単独では国庫補助事業の基準達成が難しいことや、生活排水処理事業の窓口を一本化することで住民の利便性がよくなるとの考え方から、一部事務組合により公共下水道事業及びし尿処理事業を実施している。

ケ 下水処理場の遠方監視（表5-4-1 整理番号32）

下水処理場は常時の運転監視を行う必要があることから、県では、新河岸川上流水循環センター（川越市）の電気設備の改築に合わせ、同センターを同流域の新河岸川水循環センター（和光市）から遠隔操作で運転監視する事業を進め、令和5年度から遠方監視体制に移行した。

今後、県でのこの遠方監視の運用実績をもって、市町村が運転管理する下水処理場などへの遠方監視の導入の可能性について検討を行う。

（2）ソフト施策

ア 災害発生時に備えた事前の準備、対応能力の向上

（表5-4-1 整理番号33～34）

県と民間事業者で締結している災害協定に、新たに市町村を加えて災害時体制を強化した。大規模災害がいつ発生しても迅速に行動できるようBCP（事業継続計画）を策定するとともに、県と市町村による勉強会を実施し、災害対応能力の向上を推進する。

イ 災害発生時等に備えた東京都との連携（表5-4-1 整理番号35）

災害発生時に下水汚泥の処理ができなくなった場合に備え、都県が共同で汚泥処理を実施できるよう、令和3年3月に協定を締結し、バックアップ体制を構築している。

ウ 下水道職員の人材育成（表5-4-1 整理番号36）

市町村では、技術職員の大量退職等により、人員の確保に苦慮していることから、県では、市町村の職員を対象とした研修会や勉強会を開催し、技術力向上を図っている。

エ 水質検査・事業場排水指導の連携（表5-4-1 整理番号37）

下水道における水質事故を未然に防止するため、県は市町村等を対象に、水質検査や事業所に対する排水指導のノウハウ等について、勉強会の開催や相談などの支援を行う。

オ 接続率向上・普及啓発の取組み（表5-4-1 整理番号38）

県民に向けて市町村が実施する接続促進に係る助成制度などの情報を県ホームページ、イベント等により情報提供し、接続率の向上を促進する。

カ 課題解決や情報交換のための地域別勉強会等

（表5-4-1 整理番号39）

県は、市町村等の抱える課題やニーズを踏まえ、勉強会の実施や下水道公社の有する技術力の活用等により、課題の解決を図る。

キ 下水道施設維持管理業務の共同発注・購入や執行委任

（表5-4-1 整理番号40～41）

市町村等が下水道の維持・運転管理に使用する薬品等の消耗品を購入する際、購入量が少ないと購入単価が割高になることから、複数の市町村等が共同購入することでコスト縮減を図る。また、他の団体に維持管理業務を執行委任することでコスト縮減の余地がある場合には、執行委任を検討する。

表5-4-1 生活排水処理施設 広域化・共同化計画（ロードマップ）（1）

種別	整理番号	広域化・共同化の取組内容	関連団体名	関連する施設名等	取組内容に対するスケジュール（年度）																			
					2016 (H28)	2017~2025 (H29~R7)	短期（～5年間）					中期（～10年間）		長期的な方針（～30年間）										
							2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2035(R17)	2036(R18)	2055(R37)									
ハ ー ド 施 策	1	下水汚泥の共同処理 (単独公共下水道→流域下水道)	埼玉県・東松山市・羽生市・坂戸・鶴ヶ島 下水道組合	流域下水道循環センター (荒川・元荒川・新河岸川・中川・古利根川) 各単独公共下水処理場	検討	実施(2018)																		
	2	〃	埼玉県・秩父市・日高市・毛呂山・越生・鳩 山公共下水道組合	〃	検討・法手続(地自法、下水道法)・協定締結	実施(時期未定)																		
	3	〃	埼玉県・飯能市・横瀬町・皆野・長瀬下水道 組合	〃	検討・法手続(地自法、下水道法)・協定締結	実施(時期未定)																		
	4	単独公共下水道(処理場)の統廃合	深谷市	深谷市岡部浄化センター(廃止) 深谷市浄化センターへ統合	協議・財産処分・法手続 ・接続工事等	供用開始(2026~)																		
	5	〃	坂戸・鶴ヶ島下水道組合	北坂戸水処理センター(廃止) 石井水処理センターへ統合	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(2027~)																		
	6	〃	東松山市	高坂浄化センター(廃止) 市野川浄化センターへ統合	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定)																		
	7	単独公共下水道(処理場)の流域下水道への編入	埼玉県・さいたま市	さいたま市下水処理センター(廃止) 荒川左岸南部流域下水道への編入	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(2029~)																		
	8	下水道と農業集落排水施設の統廃合 (農業集落排水施設→流域関連公共下水道)	埼玉県・深谷市	深谷市農業集落排水 11地区(廃止) 深谷市公共下水道 荒川上流域下水道	協議・財産処分・法手続 ・接続工事等	供用開始(2021上原地区、2023畠山地区、2026~長在家東地区、長在家西地区、永田北根地区、 2028以降~上郷地区、中郷地区、本田南地区、本田中央地区、畠山南地区、瀬山地区)																		
	9	〃	埼玉県・久喜市	久喜市農業集落排水 12地区(廃止) 久喜市公共下水道 古利根川流域下水道	協議・財産処分・法手続 ・接続工事等	供用開始(2021北中曾根地区、2026~北青柳地区、塚田地区、 2029~六万部地区、2030~上本村地区)	供用開始(2035~清久第一地区)	供用開始(2036~)上新田・野佐原地区、 丸谷・神ノ木地区、上大崎地区、太田袋地区、 除堀地区、原・樋ノ口地区)																
	10	〃	埼玉県・本庄市	本庄市農業集落排水 4地区(廃止) 本庄市公共下水道 利根川右岸流域下水道	協議・財産処分・法手続 ・接続工事等	供用開始(2022都島地区、2027~田中地区)	供用開始(2033~牧西地区、2038~滝瀬・堀田地区)																	
	11	〃	埼玉県・美里町	美里町農業集落排水 2地区(廃止) 美里町公共下水道 利根川右岸流域下水道	協議・財産処分・法手続 ・接続工事等	供用開始(2023十条地区、沼上地区)																		
	12	〃	埼玉県・宮代町	宮代町農業集落排水(廃止) 宮代町公共下水道 中川流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(2030~西桑原地区)																		
	13	〃	埼玉県・寄居町	寄居町農業集落排水 2地区(廃止) 寄居町公共下水道 荒川上流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(2033~用土中央地区、時期未定・今市地区)																		
	14	〃	埼玉県・吉見町・小川町	各市町農業集落排水(廃止) 各市町公共下水道 各流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定)																		
	15	〃	埼玉県・白岡市	白岡市農業集落排水 2地区(廃止) 白岡市公共下水道 中川流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定・柴山地区、 大山地区)																		
	16	〃	埼玉県・鴻巣市	鴻巣市農業集落排水 3地区(廃止) 鴻巣市公共下水道 荒川左岸北部流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定・郷地安養寺地区、笠原地区、笠原第二地区)																		
	17	下水道と農業集落排水施設の統廃合 (農業集落排水施設→単独公共下水道)	深谷市	深谷市農業集落排水 8地区(廃止) 深谷市公共下水道	協議・財産処分・法手続 ・接続工事等	供用開始(2024大谷西地区、かしあい地区、2025中通り地区、2029以降~境地区、折之口地区、人見西部地区、大寄東地区、人見地区)																		
	18	〃	日高市	日高市農業集落排水 1地区(廃止) 日高市公共下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(2027~大谷沢地区)																		
	19	〃	熊谷市	熊谷市農業集落排水 3地区(廃止) 妻沼公共下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定・ハツ口地区、 男沼地区、八木田地区)																		
	20	下水道とし尿処理施設の統廃合 (し尿処理施設→流域関連公共下水道)	埼玉県・熊谷市	熊谷市し尿処理施設(第一水光園)(廃止) 熊谷市公共下水道 荒川左岸北部流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(2030~)																		
	21	〃	埼玉県・川島町	川島町し尿処理施設(環境センター)(廃止) 川島町公共下水道 荒川右岸流域下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定)																		
	22	〃	埼玉県・寄居町	寄居町し尿処理施設(污泥再生処理センター)(廃 止) 寄居町公共下水道、荒川左岸北部流域下水道	検討	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定)																	
	23	下水道とし尿処理施設の統廃合 (し尿処理施設→単独公共下水道)	東松山市	東松山市し尿処理施設(環境センター)(一部廃止) 東松山市公共下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定)																		
	24	〃	飯能市	飯能市し尿処理施設(環境センター)(廃止) 飯能市公共下水道	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始(時期未定)																		

表5-4-1 生活排水処理施設 広域化・共同化計画（ロードマップ）（2）

種別	整理番号	広域化・共同化の取組内容	関連団体名	関連する施設名等	取組内容に対するスケジュール（年度）											
					2016 (H28)	2017~2025 (H29~R7)	短期（～5年間）					中期（～10年間）		長期的な方針（～30年間）		
							2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)	2030(R12)	2031(R13)	2035(R17)	2036(R18)	2055(R37)	
ハード施策	25	農業集落排水施設の統廃合	熊谷市	熊谷市農業集落排水 6地区(統合)	検討体制の構築（下水道事業推進協議会設立）	協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始（時期未定・千代地区、御正坂上地区、柴・千代地区、塩・船川地区、須賀広地区、中条・川北地区、6地区統合）									
	26	〃	小川町	小川町農業集落排水 2地区(統合)		協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始（2025奈良梨・上横田地区）							供用開始（時期未定・後伊地区）		
	27	〃	久喜市	久喜市農業集落排水 4地区(統合)		協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始（2029～野々宮・小下地区）					供用開始（2033～江面新田地区、上栢間地区）		供用開始（2038～柴山小塚地区）		
	28	〃	秩父市	秩父市農業集落排水 2地区(統合)		協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始（2031～女形地区）					供用開始（2043～明ヶ平・小川地区）				
	29	〃	本庄市	本庄市農業集落排水 1地区(統合)		協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始（2031～宮戸地区）					2038～滝瀬・堀田地区と共に流域関連公共下水道へ統合				
	30	し尿処理施設の広域化	秩父市、長瀬町、皆野町、横瀬町、小鹿野町	し尿処理施設 3箇所（2箇所廃止） 1箇所へ統合		協議・財産処分・法手続・接続工事等	供用開始（2030～）									
	31	公共浄化槽事業の実施	皆野・長瀬下水道組合	公共浄化槽		事業の実施（2013）										
	32	下水道処理場の遠方監視	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内単独公共下水道実施市町組合	各流域下水道 各単独公共下水道		協議・財産処分・法手続等	供用開始（時期未定）									
ソフト施策	33	災害発生時に備えた事前の準備、対応能力の向上（BCP・合同訓練等）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道 各公共下水道 各市町村公共施設等	検討体制の構築（下水道事業推進協議会設立）	対応策の検討、管路施設復旧支援協定締の一括締結、実動訓練実施、マニュアル等の適宜見直し										
	34	災害発生時の応援連携（人員・資機材の支援連携）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道 各公共下水道 各市町村公共施設等		「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」、「下水道事業における災害時支援体制に関する要領（県内ルール）」の活用										
	35	災害発生時等に備えた埼玉県と東京都との連携（下水汚泥の共同実施 県流域下水道⇄都流域下水道）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・東京都	埼玉県流域下水道水循環センター（新河岸川） 東京都流域下水道水再生センター（清瀬、北多摩一、北多摩二、多摩川上流）		協議・調整等	実施開始									
	36	下水道職員の人材育成（実地研修、相互派遣等）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合	各流域下水道 各公共下水道		ニーズ調査・参加団体の調査・実施に向けた検討・下水道公社の技術力の活用・O-G-M-I-T 研修等の実施										
	37	水質検査・事業場排水指導の連携	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合	各流域下水道 各公共下水道		勉強会の実施・下水道公社の技術力の活用										
	38	接続率向上・普及啓発の取り組み（パンフ・イベントなど）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道 各公共下水道		勉強会の実施・下水道公社の技術力の活用										
	39	課題解決や情報交換のための地域別勉強会等	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道 各公共下水道 各市町村		ニーズ調査・テーマ検討・勉強会の実施・下水道公社の技術力の活用										
	40	下水道施設維持管理業務の共同発注や執行委任（処理場やポンプ場の運転監視・保守点検）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合	各流域下水道 各公共下水道		ニーズ調査・参加団体の調整・実施に向けた検討・下水道公社の技術力の活用	共同発注や執行委任等の実施（時期未定）									
	41	下水道施設維持管理業務に係る共同購入（電力・燃料・薬品等）	埼玉県・（公財）埼玉県下水道公社・県内公共下水道実施市町組合・市町村	各流域下水道 各公共下水道		ニーズ調査・参加団体の調整・実施に向けた検討	共同購入の実施（時期未定）									

5-5 計画の実施による効果

広域化・共同化の実施による定量的効果について、経営戦略等に基づく試算結果を以下に示す。

表5-5-1 定量的効果の試算結果

広域化・共同化の取組内容	定量的効果の試算結果
単独公共下水道（処理場）統廃合 （流域下水道との統廃合を含む）	費用の概算縮減率：約9%
下水道と農業集落排水施設の統廃合	費用の概算縮減率：約3%
下水道とし尿処理施設の統廃合	費用の概算縮減率：約8%
農業集落排水施設の統廃合	費用の概算縮減率：約12%
し尿処理施設の広域化	費用の概算縮減率：約31%（建設費等）

また、広域化・共同化の実施による下水道事業運営に資する効果として、定量的効果では測れない効果（定性的効果）、各メニューの検討・実施状況や進捗の確認をするための行動指標、総合評価を以下に示す。

表5-5-2 定性的効果・行動指標並びに総合評価

評価項目		内容
波及的な効果 (定性的効果)	執行体制面	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村との交流の活発化による情報・技術の共有、課題の解決ができる。 ・研修会や勉強会等による職員の技術力向上、技術継承、職員不足の補完ができる。 ・施設(単独処理場、農業集落排水施設など)の統廃合による技術職員不足の補完ができる。
	安全面	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の下水道復旧及び相互支援の迅速化、災害自治体の負担軽減、対応力の向上が期待できる。 ・(汚泥共同処理)汚泥処分先を複数確保できる。 ・(水質検査・事業場排水指導の連携)事故等発生時の迅速な対応及び原因究明ができる。
	環境面	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設や農業集落排水施設の下水道接続により放流水質の向上が期待できる。 ・施設統廃合による跡地利用により、別の公共事業や民間への払下げ等に活用できる。 ・汚泥共同処理によるエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減ができる。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道PRによる接続促進及び下水道のイメージ向上が期待できる。 ・維持管理等に係る委託業者の安定的な確保ができる。 ・他団体との繋がりにより、仕事の進め方を検証でき、業務改善が期待できる。
行動指標	法定協議会	年1回以上
	分科会(勉強会)	年1回以上
	個別打合せ	随時
	災害対策実動訓練	年1回
総合評価		<p>本県は、流域下水道が県内下水道人口の9割以上を占めており、既に相当程度の広域化が進んでいるが、さらなる広域化等で費用削減効果が期待できる。</p> <p>また、各取組内容を実施することで、個別メニューの費用削減効果だけではなく、長期収支見通し等の定量的な効果には反映されない、執行体制の強化や安全面及び環境面の改善など波及的な効果も期待することができる。</p>

5-6 計画の進捗管理について

下水道事業推進協議会や個別打合せなどにより、各メニューの進捗状況や実現に向けた問題点及び新たな取組内容を把握していく。また、円滑に事業が進められるよう、市町村及び庁内各課と調整・協議を行い、事業実現に向けた助言等を行う。計画どおり進まないメニューは、関係市町村と協議を行い、適宜、計画内容の見直し等を行う。毎年度末には、各メニューの進捗状況の総括を行う。

5-7 今後の計画の見直しについて

引き続き、関係市町村及び庁内各課と進捗管理を含めた協議・調整を図りつつ、広域化・共同化メニューの更新や追加、施策による効果検証などの検討を行い、適宜、計画の見直しを行う。

第6章 構想の効果

6-1 公共用水域の水質予測

生活排水処理施設の整備により BOD 負荷量が軽減され、公共用水域の水質は改善すると見込まれるが、その効果について、目標年度ごとに予測を行った。

なお、水質予測にあたっては、公共用水域水質測定地点（令和 6 年度：94 地点）について整理を行った。

(1) BOD 年度平均値

公共用水域水質測定地点について、令和 6 年度の流量、BOD 負荷量、BOD 年度平均値（実測値）と令和 13 年度、令和 18 年度、令和 23 年度の水質等予測結果及び BOD 削減率を表 6-1-1～表 6-1-3 にまとめた。この結果、94 箇所の水質測定地点全てで水質改善が見込まれる。

また、県内の主要な河川水域から代表的な測定地点を選定し、令和 6 年度、令和 13 年度、令和 18 年度、令和 23 年度の BOD 年度平均値を図 6-1-1～図 6-1-3 の河川図にまとめた。

BOD 環境基準値を令和 6 年度の BOD 年度平均値が上回る昭和橋（福川）（B 類型：3.03 mg/L）、一の橋（小山川）（A 類型：2.03 mg/L）では、令和 23 年度の BOD 年度平均値がそれぞれ 1.8 mg/L、1.5 mg/L と水質の大幅な改善が見込まれる。

(2) BOD 値環境基準達成の河川の割合

環境基準の達成河川について、令和 6 年度は 91%（BOD75%値⁸）であった。今回の算定結果から、令和 13 年度以降、100%環境基準達成となる見込みである。

⁸ 【75%値】1 年間に測定を行った a 個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times a$ 番目（小数点以下切上げ）にくる値。例えば毎月 1 日測定した場合、12 個の日間平均値をその値の小さいものから並べたとき、下から 9 番目の値が 75%値となる。

表6-1-1 水質測定地点別のBOD年度平均値予測結果(1)

地点 番号	河川名	測定地点名	類型	BOD 環境 基準	令和6年度(実績値)			令和13年度(中間年度)			令和18年度(中間年度)			令和23年度(目標年度)			BOD負荷量 削減割合 (対実績値)
					流量 (m³/s)	BOD負荷量 (kg/日)	水質 (mg/L)										
1	荒川	笹目橋	C	5	—	20,060	4.3	53.61	17,636	3.8	53.45	16,020	3.5	53.29	14,644	3.2	27.0%
2	荒川	秋ヶ瀬取水堰	A	2	53.99	5,825	1.5	44.26	4,862	1.3	44.09	4,185	1.1	43.94	3,694	1.0	36.6%
3	荒川	治水橋	A	2	60.00	6,739	1.3	59.80	5,755	1.1	59.63	5,102	1.0	59.48	4,657	0.9	30.9%
4	荒川	開平橋	A	2	46.61	5,199	1.3	46.54	4,448	1.1	46.46	4,002	1.0	46.38	3,696	0.9	28.9%
5	荒川	御成橋	A	2	47.58	3,974	1.0	47.55	3,674	0.9	47.49	3,452	0.8	47.44	3,251	0.8	18.2%
6	荒川	久下橋	A	2	15.85	2,214	1.6	15.83	1,977	1.4	15.78	1,789	1.3	15.74	1,618	1.2	26.9%
7	荒川	正喜橋	A	2	19.30	1,640	1.0	19.26	1,514	0.9	19.22	1,398	0.8	19.19	1,292	0.8	21.2%
8	荒川	親鼻橋	A	2	19.92	1,219	0.7	19.89	1,121	0.7	19.86	1,051	0.6	19.84	991	0.6	18.7%
9	荒川	中津川合流点前	AA	1	5.84	261	0.5	5.84	240	0.5	5.84	226	0.4	5.84	212	0.4	18.5%
10	芝川	八丁橋	D	8	3.84	979	3.0	3.83	1,041	3.1	3.82	969	2.9	3.82	828	2.5	15.4%
11	芝川	境橋	D	8	0.58	66	1.3	0.57	53	1.1	0.57	48	1.0	0.57	42	0.9	36.1%
12	新芝川	山王橋	D	8	22.77	4,409	2.2	22.76	4,426	2.3	22.74	3,581	1.8	22.73	2,830	1.4	35.8%
13	藤右衛門川	論處橋	—	—	0.50	109	2.5	0.49	75	1.8	0.48	66	1.6	0.48	57	1.4	47.8%
14	藤右衛門川	柳橋	—	—	0.15	17	1.4	0.14	12	1.0	0.14	11	0.9	0.14	9	0.8	47.7%
15	菖蒲川	荒川合流点前	—	—	7.81	2,305	3.4	7.79	1,392	2.1	7.79	1,211	1.8	7.79	1,020	1.5	55.7%
16	笹目川	笹目樋管	—	—	5.89	1,290	2.5	5.87	792	1.6	5.87	715	1.4	5.86	637	1.3	50.6%
17	笹目川	市立浦和南高校脇	—	—	0.17	39	2.7	0.16	24	1.8	0.15	22	1.6	0.15	19	1.5	50.6%
18	鴨川	中土手橋	C	5	4.58	1,281	3.2	4.56	1,205	3.1	4.56	1,122	2.8	4.55	975	2.5	23.9%
19	鴨川	加茂川橋	C	5	0.03	9	3.1	0.02	6	3.0	0.02	5	2.9	0.02	4	2.6	53.3%
20	入間川	入間大橋	A	2	13.39	2,159	1.9	13.26	1,811	1.6	13.17	1,548	1.4	13.09	1,389	1.2	35.7%
21	入間川	落合橋	A	2	4.81	516	1.2	4.77	421	1.0	4.75	329	0.8	4.73	273	0.7	47.1%
22	入間川	初雁橋	A	2	2.75	376	1.0	2.71	304	1.3	2.69	237	1.0	2.68	190	0.8	49.4%
23	入間川	富士見橋	A	2	2.86	364	1.5	2.82	278	1.1	2.80	246	1.0	2.79	215	0.9	40.9%
24	入間川	豊水橋	A	2	2.46	329	1.6	2.44	245	1.2	2.43	221	1.1	2.41	198	0.9	40.0%
25	入間川	給食センター前	A	2	2.04	156	0.9	2.03	135	0.8	2.03	119	0.7	2.02	105	0.6	32.6%
26	越辺川	落合橋	B	3	3.65	863	2.7	3.57	756	2.5	3.51	678	2.2	3.45	616	2.1	28.7%
27	越辺川	今川橋	A	2	1.03	83	0.9	1.03	75	0.9	1.01	66	0.8	0.99	57	0.7	31.1%
28	越辺川	山吹橋	A	2	0.46	32	0.8	0.46	29	0.7	0.45	25	0.7	0.44	22	0.6	31.1%
29	都幾川	東松山橋	A	2	1.52	135	1.0	1.51	113	0.9	1.49	99	0.8	1.48	87	0.7	35.9%
30	都幾川	川北橋	A	2	0.46	32	0.8	0.46	28	0.7	0.45	25	0.6	0.45	23	0.6	29.9%
31	槻川	兜川合流点前	B	3	0.61	61	0.9	0.80	49	0.7	0.80	42	0.6	0.80	36	0.5	41.1%
32	槻川	大内沢川合流点前	B	3	0.23	12	0.6	0.22	10	0.5	0.22	8	0.4	0.22	7	0.4	40.8%
33	高麗川	高麗川大橋	A	2	1.35	50	0.6	0.93	44	0.6	0.92	39	0.5	0.92	35	0.4	29.1%
34	高麗川	天神橋	A	2	0.97	79	0.9	0.96	67	0.8	0.96	59	0.7	0.96	52	0.6	33.8%
35	小畔川	とげ橋	B	3	1.25	191	1.8	1.23	160	1.5	1.23	138	1.3	1.22	127	1.2	33.3%
36	霞川	大和橋	B	3	0.27	27	1.2	0.25	9	0.4	0.25	9	0.4	0.25	9	0.4	68.6%
37	成木川	成木大橋	A	2	1.11	68	0.7	1.11	62	0.6	1.10	57	0.6	1.09	52	0.6	22.7%
38	市野川	徒歩橋	C	5	2.01	584	3.4	1.98	427	2.5	1.96	382	2.2	1.95	342	2.0	41.5%
39	市野川	天神橋	B	3	0.75	139	2.1	0.74	109	1.7	0.73	95	1.5	0.72	82	1.3	41.4%
40	滑川	八幡橋	—	—	0.41	147	4.2	0.41	135	3.8	0.41	119	3.4	0.41	105	3.0	28.7%
41	和田吉野川	吉見橋	B	3	0.96	215	2.6	0.96	179	2.2	0.95	152	1.9	0.94	131	1.6	39.3%
42	赤平川	赤平橋	AA	1	2.29	107	0.5	2.29	101	0.5	2.29	93	0.5	2.29	91	0.5	14.9%

表6-1-2 水質測定地点別のBOD年度平均値予測結果(2)

地点 番号	河川名	測定地点名	類型	BOD 環境 基準	令和6年度(実績値)			令和13年度(中間年度)			令和18年度(中間年度)			令和23年度(目標年度)			BOD負荷量 削減割合 (対実績値)
					流量 (m³/s)	BOD負荷量 (kg/日)	水質 (mg/L)										
43	横瀬川	原谷橋	A	2	1.14	75	0.8	1.14	66	0.7	1.14	63	0.6	1.14	59	0.6	20.8%
44	中津川	落合橋	—	—	2.66	134	0.6	2.66	124	0.5	2.66	117	0.5	2.66	109	0.5	18.6%
45	中川	瀬止橋	C	5	—	18,196	3.6	59.00	15,159	3.0	58.91	13,261	2.6	58.85	11,683	2.3	35.8%
46	中川	八条橋	C	5	83.81	10,102	2.9	40.54	8,128	2.3	40.47	7,000	2.0	40.41	6,078	1.7	39.8%
47	中川	弥生橋	C	5	—	5,884	2.8	24.00	4,917	2.4	23.96	4,330	2.1	23.92	3,355	1.6	43.0%
48	中川	豊橋	C	5	23.12	6,308	3.2	23.08	5,275	2.6	23.04	4,650	2.3	23.00	3,599	1.8	42.9%
49	中川	松富橋	C	5	9.99	2,353	2.7	9.98	1,966	2.3	9.95	1,724	2.0	9.93	1,510	1.8	35.8%
50	中川	行幸橋	C	5	7.04	1,906	3.1	7.02	1,593	2.6	7.01	1,452	2.4	7.00	1,329	2.2	30.3%
51	中川	道橋	C	5	4.45	1,149	3.0	4.43	976	2.5	4.43	905	2.4	4.42	835	2.2	27.3%
52	綾瀬川	内匠橋	C	5	38.67	9,690	2.9	38.63	8,758	2.6	38.60	7,600	2.3	38.57	6,452	1.9	33.4%
53	綾瀬川	手代橋	C	5	—	6,691	3.4	22.65	6,330	3.2	22.64	5,575	2.9	22.62	4,811	2.5	28.1%
54	綾瀬川	槐戸橋	C	5	13.51	3,881	3.3	13.50	3,280	2.8	13.49	2,868	2.5	13.47	2,448	2.1	36.9%
55	綾瀬川	暇橋	C	5	2.74	600	2.5	2.73	494	2.1	2.73	425	1.8	2.72	348	1.5	42.0%
56	伝右川	伝右橋	—	—	3.10	475	1.8	3.09	355	1.3	3.09	304	1.1	3.08	251	0.9	47.2%
57	古綾瀬川	綾瀬川合流点前	D	8	7.35	1,672	2.6	7.35	1,981	3.1	7.35	1,767	2.8	7.35	1,556	2.4	6.9%
58	毛長川	水神橋	—	—	7.50	1,329	2.1	7.49	1,049	1.6	7.49	843	1.3	7.48	659	1.0	50.4%
59	大場川	葛三橋	C	5	11.73	3,748	3.7	11.72	3,347	3.3	11.71	2,602	2.6	11.70	1,927	1.9	48.6%
60	元荒川	中島橋	C	5	14.89	3,108	2.4	14.76	2,532	2.0	14.70	2,189	1.7	14.64	1,905	1.5	38.7%
61	元荒川	八幡橋	C	5	14.65	3,829	3.0	14.53	3,096	2.5	14.47	2,680	2.1	14.42	2,355	1.9	38.5%
62	元荒川	渋井橋	C	5	2.20	466	2.5	2.19	361	1.9	2.18	314	1.7	2.17	269	1.4	42.3%
63	忍川	前屋敷橋	—	—	2.15	365	2.0	2.14	283	1.5	2.13	247	1.3	2.13	212	1.2	41.9%
64	新方川	昭和橋	C	5	10.74	2,992	3.2	10.74	2,628	2.8	10.73	2,346	2.5	10.72	1,744	1.9	41.7%
65	大落古利根川	心れあい橋	C	5	10.12	2,282	2.6	10.08	1,903	2.2	10.06	1,715	2.0	10.02	1,499	1.7	34.3%
66	大落古利根川	小淵橋	C	5	11.52	2,554	2.6	11.47	2,076	2.1	11.45	1,865	1.9	11.42	1,678	1.7	34.3%
67	大落古利根川	杉戸古川橋	C	5	9.88	4,039	4.7	9.83	3,292	3.9	9.82	3,018	3.6	9.80	2,804	3.3	30.6%
68	新河岸川	笹目橋	C	5	50.58	10,671	2.4	50.49	8,753	2.0	50.43	7,479	1.7	50.35	6,403	1.5	40.0%
69	新河岸川	いろは橋	C	5	4.46	510	1.3	4.40	434	1.1	4.38	373	1.0	4.37	318	0.8	37.7%
70	新河岸川	旭橋	C	5	1.86	98	0.6	1.80	74	0.5	1.80	66	0.4	1.79	62	0.4	36.0%
71	白子川	三園橋	C	5	0.47	101	2.5	0.47	99	2.4	0.47	53	1.3	0.47	47	1.1	53.4%
72	黒目川	東橋	C	5	2.09	304	1.7	2.08	172	1.0	2.08	150	0.8	2.07	127	0.7	58.2%
73	黒目川	栗原橋	C	5	1.11	108	1.1	1.10	61	0.6	1.10	53	0.6	1.10	45	0.5	58.2%
74	柳瀬川	栄橋	C	5	4.74	850	2.1	4.74	674	1.6	4.74	527	1.3	4.73	372	0.9	56.3%
75	柳瀬川	二柳橋	C	5	0.38	40	1.2	0.38	33	1.0	0.38	27	0.8	0.38	20	0.6	48.4%
76	東川	中橋	—	—	0.05	8	2.1	0.05	7	1.7	0.05	6	1.4	0.04	4	1.1	49.4%
77	不老川	不老橋	C	5	0.76	152	2.3	0.74	96	1.5	0.74	83	1.3	0.73	75	1.2	50.6%
78	不老川	入曾橋	C	5	0.44	122	3.2	0.42	52	1.4	0.42	47	1.3	0.42	41	1.1	66.3%
79	利根川	栗橋	A	2	183.57	23,526	1.5	183.70	23,063	1.5	183.66	22,697	1.4	183.63	22,390	1.4	4.8%
80	利根川	利根大堰	A	2	—	16,467	1.1	167.06	16,173	1.1	167.03	15,968	1.1	167.00	15,801	1.1	4.0%
81	利根川	刀水橋	A	2	168.40	18,308	1.3	168.54	18,113	1.2	168.52	17,963	1.2	168.49	17,839	1.2	2.6%
82	利根川	上武大橋	A	2	—	14,132	1.2	135.36	14,109	1.2	135.36	14,094	1.2	135.36	14,084	1.2	0.3%
83	利根川	坂東大橋	A	2	135.33	14,323	1.2	135.33	14,302	1.2	135.32	14,290	1.2	135.32	14,280	1.2	0.3%
84	江戸川	流山橋	A	2	97.17	10,494	1.3	97.30	10,262	1.2	97.26	10,085	1.2	97.23	9,931	1.2	5.4%

表6-1-3 水質測定地点別のBOD年度平均値予測結果(3)

地点番号	河川名	測定地点名	類型	BOD環境基準	令和6年度(実績値)			令和13年度(中間年度)			令和18年度(中間年度)			令和23年度(目標年度)			
					流量(m³/s)	BOD負荷量(kg/日)	水質(mg/L)	流量(m³/s)	BOD負荷量(kg/日)	水質(mg/L)	流量(m³/s)	BOD負荷量(kg/日)	水質(mg/L)	流量(m³/s)	BOD負荷量(kg/日)	水質(mg/L)	BOD負荷量削減割合(対実績値)
85	江戸川	野田橋	A	2	104.38	11,048	1.2	104.51	10,823	1.2	104.48	10,644	1.2	104.44	10,483	1.2	5.1%
86	江戸川	関宿橋	A	2	112.17	17,711	1.1	183.70	17,362	1.1	183.66	17,087	1.1	183.63	16,856	1.1	4.8%
87	福川	昭和橋	B	3	2.27	594	3.0	2.25	470	2.4	2.24	397	2.0	2.23	339	1.8	43.0%
88	小山川	新明橋	B	3	5.00	965	2.2	4.99	851	2.0	4.98	766	1.8	4.96	693	1.6	28.2%
89	小山川	一の橋	A	2	2.15	378	2.0	2.15	341	1.8	2.15	305	1.6	2.14	277	1.5	26.8%
90	小山川	新元田橋	A	2	0.21	29	0.6	0.58	26	0.5	0.58	23	0.5	0.58	21	0.4	27.6%
91	唐沢川	森下橋	B	3	0.50	103	2.4	0.49	88	2.1	0.49	82	1.9	0.49	77	1.8	25.4%
92	元小山川	新泉橋	B	3	0.19	34	2.1	0.19	28	1.7	0.18	24	1.5	0.18	21	1.3	38.4%
93	神流川	神流川橋	A	2	1.26	95	0.9	1.26	80	0.7	1.25	74	0.7	1.25	70	0.6	26.3%
94	神流川	藤武橋	A	2	1.60	129	0.9	1.60	108	0.8	1.60	99	0.7	1.60	96	0.7	25.7%

- ※ 水質は、BOD年度平均値(令和6年度:実績値、令和13年度:予測値、令和18年度:予測値、令和23年度:予測値)を表している。
- ※ 令和6年度の実績値は、「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」から引用している。
- ※ 網掛けは、BOD年度平均値がBOD環境基準値を上回っていることを表す。
- ※ 令和6年度に流量や水質の測定実績がない地点については、上流や流域からの流量・汚濁負荷量を踏まえ、予測を行っている。
- ※ BOD負荷量削減割合(対実績値)は令和6年度を基準とした令和23年度BOD負荷量の削減割合を表している。

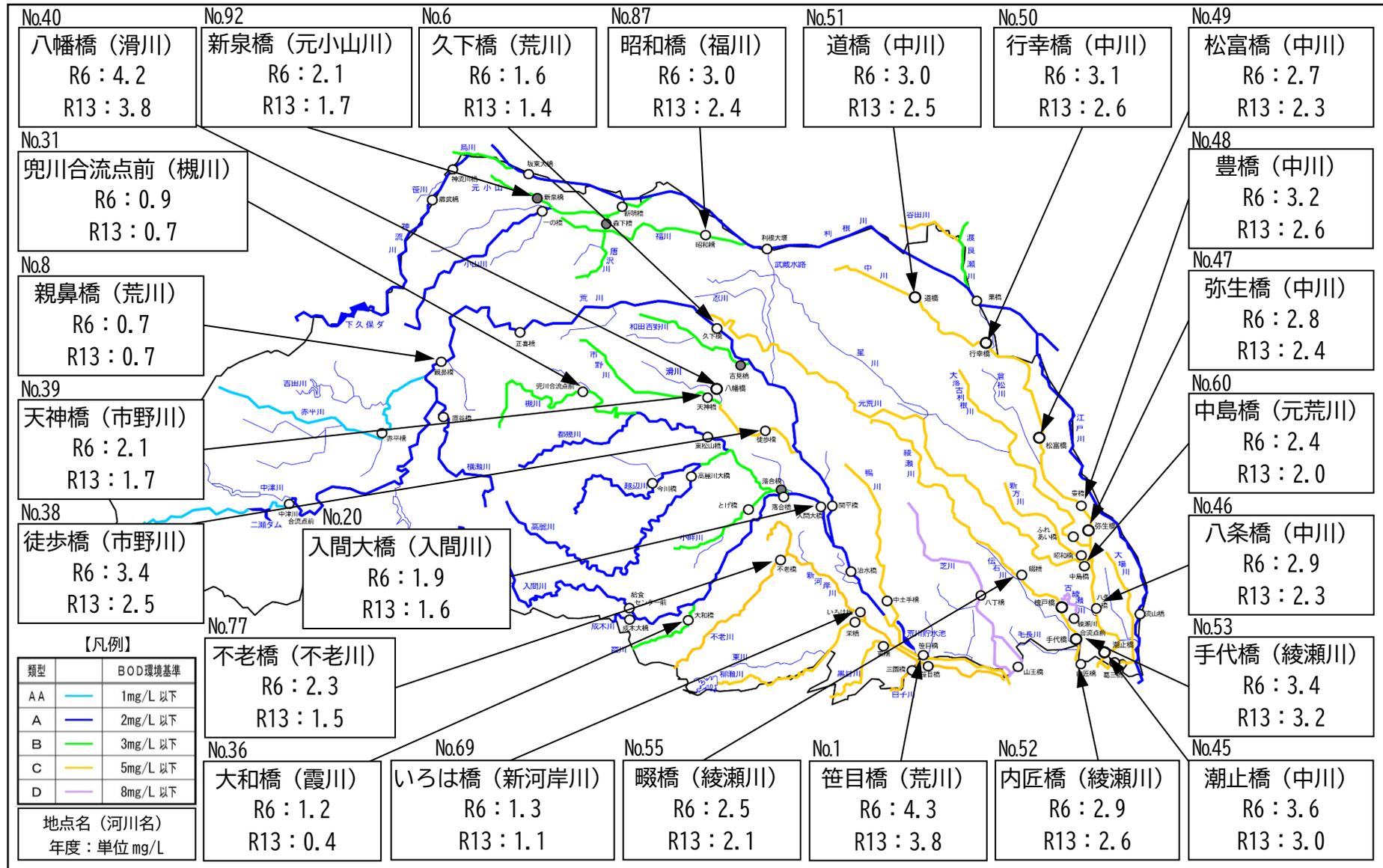


図6-1-1 公共用水域の水質予測結果(令和13年度)

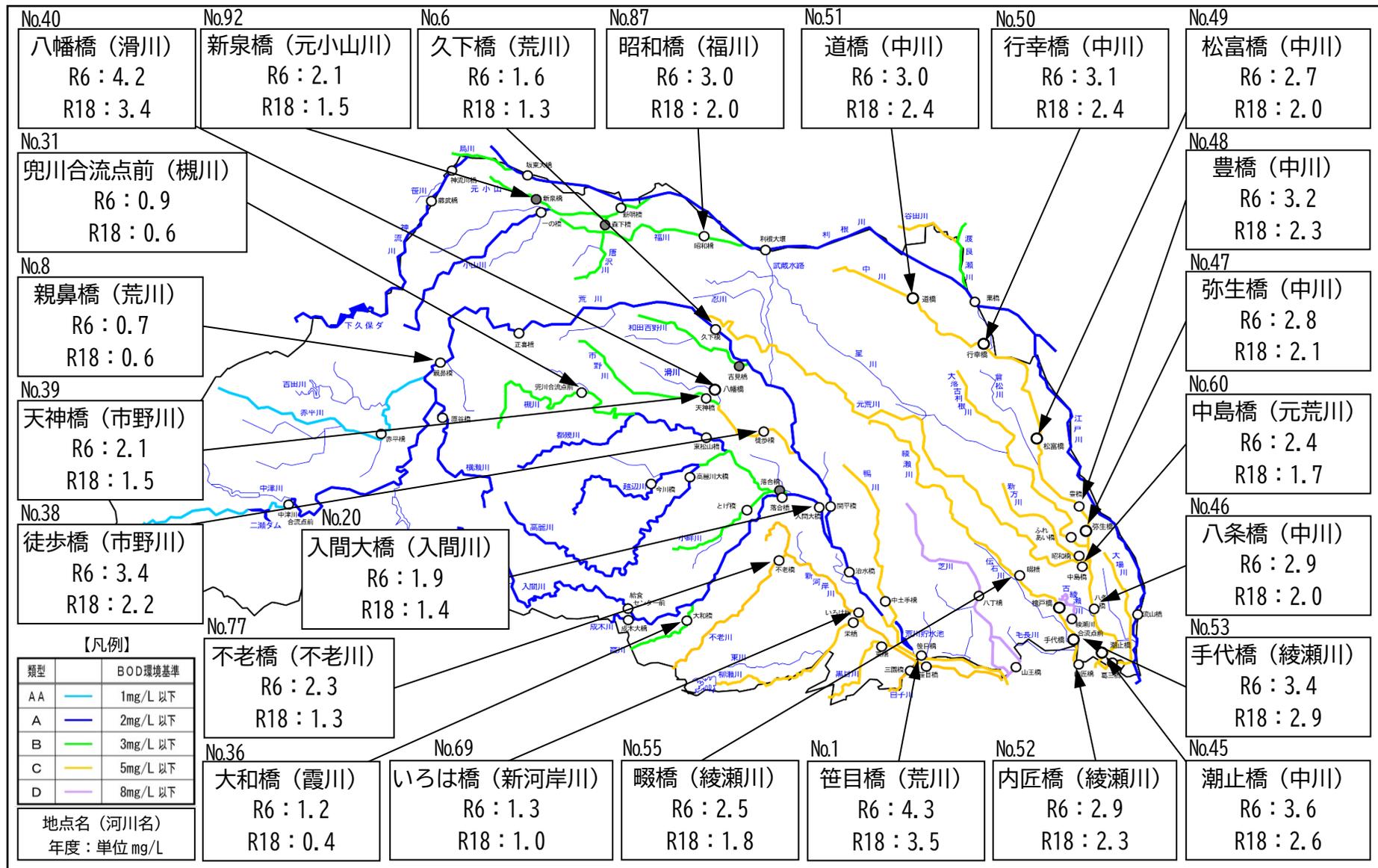


図6-1-2 公共用水域の水質予測結果(令和18年度)

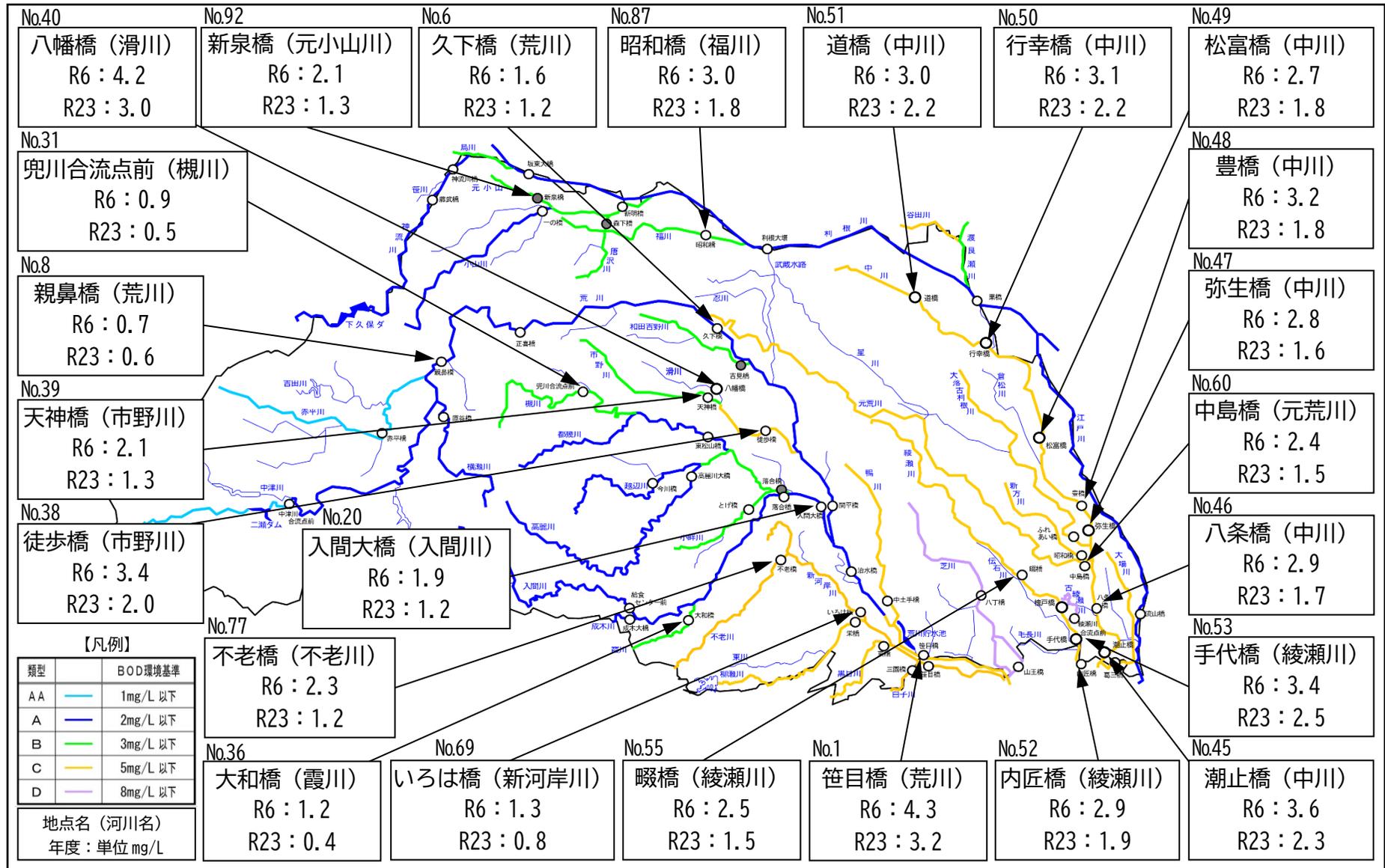


図6-1-3 公共用水域の水質予測結果(令和23年度)

巻末資料

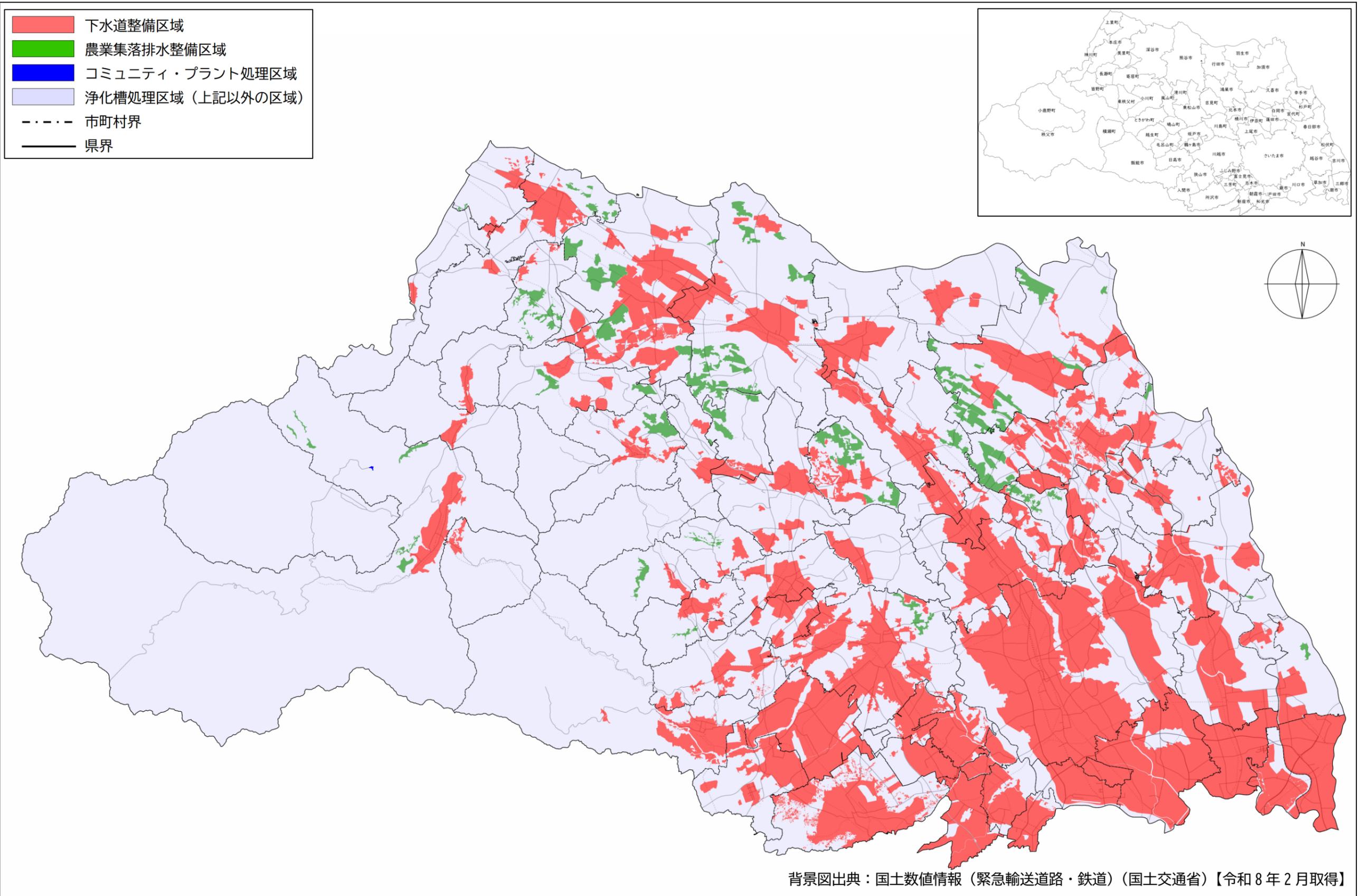
埼玉県生活排水処理施設整備構想図

市町村の整備完了⁹時における整備手法別の区域図を、43 ページに示す。

付表1 埼玉県生活排水処理施設整備構想図の区域について

区域の名称	区域の説明
下水道整備区域	生活排水の処理を下水道により行うこととした地域
農業集落排水整備区域	生活排水の処理を農業集落排水施設により行うこととした地域
コミュニティ・プラント処理区域	生活排水の処理をコミュニティ・プラントにより行うこととした地域
浄化槽処理区域	生活排水の処理を集合処理（下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント）により行わないこととした地域

⁹ 【整備完了】生活排水処理整備が完了し、生活排水処理人口普及率が100%になった状態を指す。市町村によって、整備完了年度は異なる。



付図1 埼玉県生活排水処理施設整備構想図

整備手法別の処理人口（市町村別）

今回の構想見直しにおいて各市町村が設定した整備手法別の処理人口及びその構成比率を45～46ページに示す。

付表2 市町村別の生活排水処理人口

市町村名	令和6年度（実績値）							令和13年度（中間目標年度）							令和18年度（中間目標年度）							令和23年度（目標年度）							
	行政人口	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	行政人口	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	行政人口	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	行政人口	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	
					集合処理区域	個別処理区域						集合処理区域	個別処理区域						集合処理区域	個別処理区域						集合処理区域	個別処理区域		
1 さいたま市	1,351,872	1,287,789	0	822	27,154	6,529	29,578	1,358,760	1,291,264	0	1,117	19,551	14,137	32,691	1,359,160	1,293,746	0	1,118	14,120	19,571	30,605	1,354,524	1,296,228	0	1,118	8,689	25,005	23,483	
2 川越市	352,673	308,917	2,255	0	855	29,936	10,710	345,530	305,760	2,278	0	0	31,910	5,582	338,300	302,160	2,247	0	0	33,893	30	331,042	298,480	2,212	0	0	30,350	0	
3 熊谷市	190,341	96,234	8,782	0	10,185	37,139	38,001	180,852	103,308	8,313	0	2,959	42,254	24,018	173,164	104,845	7,914	0	2,843	41,104	16,458	165,167	103,431	7,520	0	2,721	40,911	10,584	
4 川口市	607,943	541,907	0	0	40,699	4,882	20,455	604,820	550,800	0	0	31,914	3,716	18,390	604,540	558,100	0	0	30,891	4,259	11,290	601,920	563,200	0	0	28,516	4,774	5,430	
5 行田市	77,426	44,919	0	0	3,473	19,746	9,288	67,980	38,643	0	0	2,117	19,376	7,844	62,680	36,627	0	0	1,355	18,099	6,599	56,614	34,458	0	0	713	16,232	5,211	
6 秩父市	56,848	32,413	2,233	118	459	14,946	6,679	49,839	28,690	1,958	103	270	14,919	3,899	45,231	26,259	1,777	94	135	15,012	1,954	40,704	23,877	1,599	84	0	15,144	0	
7 所沢市	342,296	326,416	0	0	817	3,643	11,420	330,260	314,741	0	0	481	7,791	7,247	321,160	306,402	0	0	240	10,754	3,764	311,780	298,063	0	0	0	13,717	0	
8 飯能市	77,730	57,071	0	0	2,128	11,597	6,934	75,654	58,396	0	0	1,728	10,715	4,815	72,555	57,820	0	0	1,402	10,085	3,248	69,256	57,023	0	0	1,085	9,346	1,802	
9 加須市	111,840	58,961	11,990	0	1,877	18,014	20,998	109,218	57,580	11,709	0	1,833	21,883	16,213	106,998	56,408	11,471	0	1,795	24,540	12,784	104,638	55,163	11,218	0	1,756	27,154	9,347	
10 本庄市	76,555	47,933	2,504	0	2,149	18,554	5,415	76,530	49,839	2,058	0	1,309	20,626	2,699	74,700	49,479	1,966	0	658	21,620	977	72,610	48,949	1,874	0	0	21,787	0	
11 東松山市	91,065	48,968	0	0	27,032	15,065	88,376	50,133	0	0	0	27,501	10,742	85,928	49,957	0	0	0	28,047	7,924	83,479	49,060	0	0	0	29,097	5,322		
12 春日部市	229,367	206,914	0	0	3,678	7,215	11,560	222,104	200,362	0	0	3,561	6,987	11,194	218,303	196,933	0	0	3,500	6,867	11,003	213,181	203,392	0	0	0	9,789	0	
13 狭山市	147,820	143,463	0	0	1,438	0	2,919	142,047	139,031	0	0	1,035	0	1,981	137,067	134,966	0	0	748	0	1,353	128,611	127,398	0	0	460	0	753	
14 羽生市	53,517	19,699	0	0	1,970	27,658	4,190	48,140	19,770	0	0	331	26,769	1,270	45,700	18,695	0	0	331	26,134	540	43,120	17,620	0	0	0	25,500	0	
15 鴻巣市	117,473	93,056	2,481	0	65	10,630	11,241	108,720	86,430	2,541	0	5	13,193	6,551	103,330	83,168	1,788	0	5	14,990	3,379	97,390	79,160	1,701	0	0	16,529	0	
16 深谷市	140,418	93,995	8,182	0	5,766	22,828	9,647	134,981	93,113	7,985	0	3,345	25,004	5,534	129,006	90,894	7,845	0	1,634	26,053	2,580	122,279	87,796	7,704	0	0	26,779	0	
17 上尾市	230,211	198,923	0	0	4,067	7,781	19,440	218,280	194,153	0	0	510	13,520	0	213,230	191,000	0	0	0	17,620	4,610	208,360	186,640	0	0	0	21,720	0	
18 草加市	252,163	247,503	0	0	818	0	3,842	253,564	248,972	0	0	714	0	3,878	250,542	246,181	0	0	673	0	3,688	248,084	243,937	0	0	721	0	3,426	
19 越谷市	341,992	288,691	0	0	303	24,097	28,901	331,236	282,666	0	0	0	29,525	19,045	320,469	274,709	0	0	0	33,223	12,537	308,570	264,932	0	0	0	37,369	6,269	
20 蕨市	76,357	74,137	0	0	504	0	1,716	74,560	73,306	0	0	285	0	969	74,340	73,510	0	0	188	0	642	73,860	73,452	0	0	93	0	315	
21 戸田市	142,182	136,147	0	0	5,067	0	968	149,280	149,280	0	0	0	0	151,980	151,980	0	0	0	0	0	153,640	153,640	0	0	0	0	0	0	0
22 入間市	142,880	126,749	0	0	13,292	142	2,697	134,417	134,108	0	0	0	309	0	126,847	126,555	0	0	0	292	0	118,751	118,477	0	0	0	274	0	
23 朝霞市	145,984	143,021	0	0	153	284	2,526	150,946	150,330	0	0	0	616	0	151,576	150,957	0	0	0	619	0	152,195	151,574	0	0	0	621	0	
24 志木市	76,216	75,867	0	0	62	0	287	77,231	77,012	0	0	40	0	179	77,391	77,222	0	0	19	0	150	77,286	77,286	0	0	0	0	0	
25 和光市	84,677	82,311	0	0	1,422	18	926	88,075	85,627	0	0	1,515	197	736	89,091	88,111	0	0	111	355	514	89,487	88,685	0	0	0	508	294	
26 新座市	166,392	162,068	0	0	1,841	0	2,483	164,530	161,650	0	0	1,090	330	1,460	163,200	161,350	0	0	550	570	730	161,860	161,060	0	0	0	800	0	
27 桶川市	74,107	61,507	0	0	100	10,386	2,114	71,742	60,046	0	0	0	10,540	1,156	69,967	58,911	0	0	0	10,492	564	68,274	57,826	0	0	0	10,448	0	
28 久喜市	150,706	107,431	9,627	0	12,371	9,428	11,849	144,672	111,226	7,847	0	8,920	10,143	6,536	139,339	110,394	6,514	0	7,935	10,477	4,019	133,600	106,183	5,910	0	8,266	10,754	2,487	
29 北本市	65,109	49,031	0	0	1,022	2,945	12,111	61,335	49,199	0	0	374	6,981	4,781	57,781	48,941	0	0	0	8,840	0	54,082	45,807	0	0	0	8,275	0	
30 八潮市	93,663	77,359	0	0	9,536	639	6,129	96,890	84,893	0	0	5,609	2,200	4,188	99,280	90,550	0	0	2,805	3,654	2,271	101,639	96,350	0	0	0	5,289	0	
31 富士見市	113,455	112,288	0	0	755	18	394	114,589	113,858	0	0	444	23	264	113,208	112,801	0	0	222	157	111,420	111,392	0	0	0	0	28	0	
32 三郷市	142,041	126,890	0	0	5,883	0	9,268	141,136	128,800	0	0	4,236	0	8,100	139,337	130,164	0	0	3,059	0	6,114	137,176	131,528	0	0	1,883	0	3,765	
33 蓮田市	61,069	45,634	3,221	0	3,676	844	7,694	56,940	46,451	3,228	0	2,029	1,384	3,848	54,540	46,826	3,220	0	1,014	1,685	1,795	52,220	49,511	751	0	0	1,958	0	
34 坂戸市	99,404	73,188	0	0	1,027	18,322	6,867	94,859	69,841	0	0	981	18,421	5,616	91,665	67,491	0	0	948	18,497	4,729	88,557	65,141	0	0	916	18,554	3,946	
35 幸手市	48,630	22,521	381	0	9,379	5,898	10,451	43,760	22,933	326	0	3,328	11,032	6,141	40,410	23,090	288	0	2,605	11,046	3,381	37,200	23,168	251	0	1,775	10,759	1,247	
36 鶴ヶ島市	69,675	62,043	0	0	270	4,847	2,515	65,431	58,530	0	0	5,236	1,665	62,481	55,896	0	0	0	5,773	812	59,226	52,989	0	0	0	0	6,237	0	
37 白高市	54,037	35,942	0	0	2,063	10,949	5,083	49,580	32,614	0	0	1,485	12,672	2,809	46,780	30,759	0	0	1,073	13,722	1,226	44,020	28,943	0	0	660	14,173	244	
38 吉川市	72,351	60,620	429	0	8,356	2,946	77,000	64,830	680	0	0	10,146	1,344	76,000	65,000	680	0	0	0	10,320	0	75,000	64,600	680	0	0	9,720	0	
39 ふじみ野市	114,506	108,253	0	0	2,593	0	3,660	114,900	109,440	0	0	1,725	0	3,735	115,700	110,620	0	0	1,000	0	4,080	115,500	111,380	0	0	400	0	3,720	
40 白岡市	52,325	36,979	1,212	0	2,161	2,467	9,506	52,148	37,820	1,208	0	7,910	5,210	51,620	37,437														

付表3 市町村別の生活排水処理人口普及率

市町村名	令和6年度						令和13年度						令和18年度						令和23年度									
	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	生活排水処理人口普及率	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	生活排水処理人口普及率	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	生活排水処理人口普及率	下水道	農業集落排水	コミュニティ・プラント	浄化槽		未処理	生活排水処理人口普及率
				集合処理区域	個別処理区域						集合処理区域	個別処理区域						集合処理区域	個別処理区域						集合処理区域	個別処理区域		
1 さいたま市	95.3%	0.0%	0.1%	2.0%	0.5%	2.2%	97.8%	95.0%	0.0%	0.1%	1.4%	1.0%	2.4%	97.6%	95.2%	0.0%	0.1%	1.0%	1.4%	2.3%	97.7%	95.7%	0.0%	0.1%	0.6%	1.8%	1.7%	98.3%
2 川崎市	87.6%	0.6%	0.0%	0.2%	8.5%	3.0%	97.0%	88.5%	0.7%	0.0%	0.0%	9.2%	1.6%	98.4%	89.3%	0.7%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	100.0%	90.2%	0.7%	0.0%	0.0%	9.2%	0.0%	100.0%
3 熊谷市	50.6%	4.6%	0.0%	5.4%	19.5%	20.0%	80.0%	57.1%	4.6%	0.0%	1.6%	23.4%	13.3%	86.7%	60.5%	4.6%	0.0%	1.6%	23.7%	9.5%	90.5%	62.6%	4.6%	1.6%	24.8%	6.4%	93.6%	
4 川口市	89.1%	0.0%	0.0%	6.7%	0.8%	3.4%	96.6%	91.1%	0.0%	0.0%	5.3%	0.6%	3.0%	97.0%	92.3%	0.0%	0.0%	5.1%	0.7%	1.9%	98.1%	93.6%	0.0%	0.0%	4.7%	0.8%	0.9%	99.1%
5 行田市	58.0%	0.0%	0.0%	4.5%	25.5%	12.0%	88.0%	56.8%	0.0%	0.0%	3.1%	28.5%	11.5%	88.5%	58.4%	0.0%	0.0%	2.2%	28.9%	10.5%	89.5%	60.9%	0.0%	0.0%	1.3%	28.7%	9.2%	90.8%
6 秩父市	57.0%	3.9%	0.2%	0.8%	26.3%	11.7%	88.3%	57.6%	3.9%	0.2%	0.5%	29.9%	7.8%	92.2%	58.1%	3.9%	0.2%	0.3%	33.2%	4.3%	95.7%	58.7%	3.9%	0.2%	37.2%	0.0%	100.0%	
7 所沢市	95.4%	0.0%	0.0%	0.2%	1.1%	3.3%	96.7%	95.3%	0.0%	0.0%	0.1%	2.4%	2.2%	97.8%	95.4%	0.0%	0.0%	0.1%	3.3%	1.2%	98.8%	95.6%	0.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%	100.0%
8 飯能市	73.4%	0.0%	0.0%	2.7%	14.9%	8.9%	91.1%	77.2%	0.0%	0.0%	2.3%	14.2%	6.4%	93.6%	79.7%	0.0%	0.0%	1.9%	13.9%	4.5%	95.5%	82.3%	0.0%	0.0%	1.6%	13.5%	2.6%	97.4%
9 加須市	52.7%	10.7%	0.0%	1.7%	16.1%	18.8%	81.2%	52.7%	10.7%	0.0%	1.7%	20.0%	14.8%	85.2%	52.7%	10.7%	0.0%	1.7%	22.9%	11.9%	88.1%	52.7%	10.7%	0.0%	1.7%	26.0%	8.9%	91.1%
10 本庄市	62.6%	3.3%	0.0%	2.8%	24.2%	7.1%	92.9%	65.1%	2.7%	0.0%	1.7%	27.0%	3.5%	96.5%	66.2%	2.6%	0.0%	0.9%	28.9%	1.3%	98.7%	67.4%	2.6%	0.0%	0.0%	30.0%	0.0%	100.0%
11 東松山市	53.8%	0.0%	0.0%	0.0%	29.7%	16.5%	83.5%	56.7%	0.0%	0.0%	0.0%	31.1%	12.2%	87.8%	58.1%	0.0%	0.0%	0.0%	32.6%	9.2%	90.8%	58.8%	0.0%	0.0%	0.0%	34.9%	6.4%	93.6%
12 春日部市	90.2%	0.0%	0.0%	1.6%	3.1%	5.0%	95.0%	90.2%	0.0%	0.0%	1.6%	3.1%	5.0%	95.0%	90.2%	0.0%	0.0%	1.6%	3.1%	5.0%	95.0%	95.4%	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%	100.0%
13 狭山市	97.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	2.0%	98.0%	97.9%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	1.4%	98.6%	98.5%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	1.0%	99.0%	99.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.6%	99.4%
14 羽生市	36.8%	0.0%	0.0%	3.7%	51.7%	7.8%	92.2%	41.1%	0.0%	0.0%	0.7%	55.6%	2.6%	97.4%	40.9%	0.0%	0.0%	0.7%	57.2%	1.2%	98.8%	40.9%	0.0%	0.0%	0.0%	59.1%	0.0%	100.0%
15 鴻巣市	79.2%	2.1%	0.0%	0.0%	9.0%	9.6%	90.4%	79.5%	2.3%	0.0%	0.0%	12.1%	6.0%	94.0%	80.5%	1.7%	0.0%	0.0%	14.5%	3.3%	96.7%	81.3%	1.7%	0.0%	1.7%	26.0%	0.0%	100.0%
16 深谷市	66.9%	5.8%	0.0%	4.1%	16.3%	6.9%	93.1%	69.0%	5.9%	0.0%	2.5%	18.5%	4.1%	95.9%	70.5%	6.1%	0.0%	1.3%	20.2%	2.0%	98.0%	71.8%	6.3%	0.0%	0.0%	21.9%	0.0%	100.0%
17 上尾市	86.4%	0.0%	0.0%	1.8%	3.4%	8.4%	91.6%	88.9%	0.0%	0.0%	0.2%	6.2%	4.6%	95.4%	89.6%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	2.2%	97.8%	89.6%	0.0%	0.0%	0.0%	10.4%	0.0%	100.0%
18 草加市	98.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	1.5%	98.5%	98.2%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	1.5%	98.5%	98.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	1.5%	98.5%	98.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	1.4%	98.6%
19 越谷市	84.4%	0.0%	0.0%	0.1%	7.0%	8.5%	91.5%	85.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.9%	5.7%	94.3%	85.7%	0.0%	0.0%	0.0%	10.4%	3.9%	96.1%	85.9%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%	2.0%	98.0%
20 蕨市	97.1%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	2.2%	97.8%	98.3%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	1.3%	98.7%	98.9%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.9%	99.1%	99.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	99.6%
21 戸田市	95.8%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	0.7%	99.3%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
22 入間市	88.7%	0.0%	0.0%	9.3%	0.1%	1.9%	98.1%	99.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	100.0%	99.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	100.0%	99.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	100.0%
23 朝霞市	98.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	1.7%	98.3%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	100.0%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	100.0%	99.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	100.0%
24 志木市	99.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	99.6%	99.7%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	99.8%	99.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	99.8%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
25 和光市	97.2%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	1.1%	98.9%	97.2%	0.0%	0.0%	1.7%	0.2%	0.8%	99.2%	98.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.4%	0.6%	99.4%	99.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.3%	99.7%
26 新座市	97.4%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	1.5%	98.5%	98.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.2%	0.9%	99.1%	98.9%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.4%	99.6%	99.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	100.0%
27 桶川市	83.0%	0.0%	0.0%	0.1%	14.0%	2.9%	97.1%	83.7%	0.0%	0.0%	0.0%	14.7%	1.6%	98.4%	84.2%	0.0%	0.0%	0.0%	15.0%	0.8%	99.2%	84.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	0.0%	100.0%
28 久喜市	71.3%	6.4%	0.0%	8.2%	6.3%	7.9%	92.1%	76.9%	5.4%	0.0%	6.2%	7.0%	4.5%	95.5%	79.2%	4.7%	0.0%	5.7%	7.5%	2.9%	97.1%	79.5%	4.4%	0.0%	6.2%	8.0%	1.9%	98.1%
29 北本市	75.3%	0.0%	0.0%	1.6%	4.5%	18.6%	81.4%	80.2%	0.0%	0.0%	0.6%	11.4%	7.8%	92.2%	84.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	0.0%	100.0%	84.7%	0.0%	0.0%	0.0%	15.3%	0.0%	100.0%
30 八潮市	82.6%	0.0%	0.0%	10.2%	0.7%	6.5%	93.5%	87.6%	0.0%	0.0%	5.8%	2.3%	93.5%	91.2%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%	2.8%	3.7%	2.9%	97.7%	94.8%	0.0%	0.0%	5.2%	0.0%	100.0%
31 富士見市	99.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.3%	99.7%	99.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%	99.8%	99.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	99.9%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
32 三郷市	89.3%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	6.5%	93.5%	91.3%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	5.7%	94.3%	93.4%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	4.4%	95.6%	95.9%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	2.7%	97.3%
33 蓮田市	74.7%	5.3%	0.0%	6.0%	1.4%	12.6%	87.4%	81.6%	5.7%	0.0%	3.6%	2.4%	87.6%	83.2%	85.9%	5.9%	3.6%	1.9%	3.1%	3.3%	96.7%	94.8%	1.4%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	100.0%
34 坂戸市	73.6%	0.0%	0.0%	1.0%	18.4%	6.9%	93.1%	73.6%	0.0%	0.0%	1.0%	19.4%	5.9%	94.1%	73.6%	0.0%	0.0%	1.0%	20.2%	5.2%	94.8%	73.6%	0.0%	0.0%	1.0%	21.0%	4.5%	95.5%
35 幸手市	46.3%	0.8%	0.0%	19.3%	12.1%	21.5%	78.5%	52.4%	0.7%	0.0%	7.6%	25.2%	14.0%	86.0%	57.1%	0.7%	0.0%	6.4%	27.3%	8.4%	91.6%	62.3%	0.7%	0.0%	4.8%	28.9%	3.4%	96.6%
36 鶴ヶ島市	89.0%	0.0%	0.0%	0.4%	7.0%	3.6%	96.4%	89.5%	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	2.5%	97.5%	89.5%	0.0%	0.0%	0.0%	9.2%	1.3%	98.7%	89.5%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%	0.0%	100.0%
37 日高市	66.5%	0.0%	0.0%	3.8%	20.3%	9.4%	90.6%	65.8%	0.0%	0.0%	3.0%	25.6%	5.7%	94.3%	65.8%	0.0%	0.0%	2.3%	29.3%	2.6%	97.4%	65.7%	0.0%	0.0%	1.5%	32.2%	0.6%	99.4%
38 吉川市	83.8%	0.6%	0.0%	0.0%	11.5%	4.1%	95.9%	84.2%	0.9%	0.0%	0.0%	13.2%	1.7%	98.3%	85.5%	0.9%	0.0%	0.0%	13.6%	0.0%	100.0%	86.1%	0.9%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%	100.0%
39 ふじみ野市	94.5%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	3.2%	96.8%	95.2%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	3.3%	96.7%	95.6%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	3.5%	96.5%	96.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%	96.8%	
40 白岡市	70.7%	2.3%	0.0%	4.1%	4.7%	18.2%	81.8%	72.5%	2.3%	0.0%	0.0%	15.2%	10.0%	90.0%	72.5%	2.3%	0.0%	0.0%	20.1%	5.0%	95.0%	74.8%	0.0%	0.0%	0.0%	25.2%	0.0%	100.0%
41 伊奈町	77.9%	0.0%	0.0%	4.5%	8.8%	8.8%	91.2%	79.6%	0.0%	0.0%	4.9%	11.1%	4.4%	95.6%	83.4%	0.0%	0.0%	2.0%	12.8%	1.8%	98.2%	85.4%	0.0%	0.0%	0.0%	14.6%	0.0%	100.0%
42 三芳町	95.2%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	3.0%	97.0%	97.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.1%	97.0%	97.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.2%	0.6%	99.4%	97.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	100.0%
43 毛呂山町	69.4%	1.2%	0.0%	0.0%	22.6%	6.8%	93.2%	69.4%	1.2%	0.0%	0.0%	23.3%	6.1%	93.9%	69.4%	1.2%	0.0%	0.0%	26.1%	3.3%	96.7%	69.4%	1.2%	0.0%	0.0%	29.4%	0.0%	100.0%
44 越生町	54.3%	10.0%	0.0%	0.0%	21.9%	13.8%	86.2%	54.3%	10.0%	0.0%	0.0%	24.2%	11.6%	88.4%	54.3%	10.0%	0.0%	0.0%	29.4%	6.3%	93.7%	54.3%	10.0%	0.0%	0.0%	35.7%	0.0%	100.0%
45 滑川町	56.4%	6.8%	0.0%	14.8%	12.8%	9.2%	90.8%	55.2%	5.8%	0.0%	4.7%	26.7%	7.5%	92.5%	57.8%	5.8%	0.0%	2.4%	30.2%	3.3%	97.6%	60.6%	5.8%	0.0%	33.7%	0.0%	100.0%	
46 嵐山町	69.1%	0.0%	0.0%	0.7%	22.9%	7.3%	92.7%	72.0%	0.0%	0.0%	0.4%	23.6%	4.0%	96.0%	74.4%	0.0%	0.0%	0.0%	23.6%	2.0%	98.0%	76.1%	0.0%	0.0%	0.0%	23.9%	0.0%	100.0%
47 小川町	58.7%	5.2%	0.0%	1.4%	13.8%	20.9%	79.1%	62.7%	5.2%	0.0%	0.0%	20.0%	12.2%	87.8%	63.0%	5.1%	0.0%	0.0%	25.5%	6.4%	93.6%	63.4%	5.1%	0.0%	0.0%	31.6%	0.0%	100.0%
48 川島町	53.4%	0.0%	0.0%	2.1%	32.9%	1																						